

奈良市眺望景観保全活用計画 (素案)

平成23年12月
奈良市 都市整備部 まちづくり指導室 景観課

目 次

【第一部：基本方針】

| | |
|---|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 1. 1 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 1. 2 「眺望景観」のとらえ方 | 5 |
| 1. 3 計画の位置づけ | 7 |
| 2. 奈良らしい眺望景観のとらえ方 | 9 |
| 2. 1 奈良市の眺望景観特性 | 9 |
| 2. 2 奈良らしい眺望景観のとらえ方 | 24 |
| 2. 3 奈良らしい眺望景観の選定の考え方 | 25 |
| 3. 奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標と方針 | 26 |
| 3. 1 奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標 | 26 |
| 3. 2 奈良らしい眺望景観の保全・活用の基本方針 | 26 |
| 4. 奈良らしい眺望景観の保全・活用の進め方 | 29 |
| 4. 1 奈良らしい眺望景観の保全・活用方策 | 29 |
| 4. 2 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観の選定による重点的な施策展開 | 31 |

【第二部：奈良らしい眺望景観】

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 奈良らしい眺望景観の選定 | 1 |
| 1. 1 選定の方法 | 1 |
| 1. 2 第一次選定（平成23年度選定） | 2 |
| 2. 奈良らしい眺望景観カルテ | 4 |

【第三部：重点的に保全・活用に取り組む眺望景観】

| | |
|---|----|
| 1. 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観の選定 | 1 |
| 1. 1 選定の方法 | 1 |
| 1. 2 第一次選定（平成23年度選定） | 2 |
| 2. 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観の保全・活用の基本的な考え方 | 6 |
| 3. 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観ごとの保全活用計画の構成 | 7 |
| 4. 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観ごとの保全活用計画 | 10 |

第一 部：基本方針

1. はじめに

1. 1 計画策定の背景と目的

(1) 奈良市の景観の特徴と課題

和銅3年(710)の平城遷都により、奈良の地に古代日本の都が置かれ、その後70年余りの間、政治・経済・文化の中心として栄え、平城京に開花した文化は日本の発展の礎を築いてきた。平城京は世界に向けて門戸を開いた日本の最初の国際都市であり、大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んできた。そして、現在も、その面影を留める遺跡や社寺等の建造物が残され、奈良盆地を取り囲む青垣の山並みと一体となり良好な歴史的風土を創り出している。

一方、平安遷都後の奈良は東大寺や興福寺を中心とした宗教の色合いの強い都市として、また、近世以降は商工業都市、観光都市としての機能を付加しながら発展してきた。古代の宮都を起源として、中世、近世、近代の歴史を刻むなかで積み重ねられてきた町並みや歴史的な建造物やそこで連綿と営まれている伝統的な祭りや行事、産業、語り継がれる説話・伝承などは、奈良市の歩んできた重層的な歴史を物語っており、奈良市固有の歴史的風致を形成している。

このような背景を有する奈良市の景観は、単に歴史的な建造物や町並み、山林や農地、河川が美しいだけではなく、それらが人々の営みを介して相互に関係し合うことにより、自然の広がりとゆとりのなかに歴史と文化を感じることのできる景観であるといえる。

奈良市では、これまでにも、高度地区や風致地区等の都市計画、古都法、文化財保護法、各種条例等により早い時期から景観保全の取組を進めてきた。そのことにより、わが国を代表する神社仏閣や遺跡等の保護、自然豊かな山林の保護、奈良町などの歴史的町並みの保全・形成、山並みや歴史文化遺産への眺望の保全が図られ、一定の効果をあげてきた。そして、平成10年(1998)には、「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されている。

しかしながら、近年、歴史・文化・自然が織り成す奈良市固有の景観と調和しない形態、意匠、色彩の建築物の建築等や屋外広告物の掲出、管理が行き届かない山林の植生の変容や歴史的建造物や樹木等の喪失、個別の農地転用等による土地利用の変容、JR奈良駅周辺や近鉄奈良駅周辺などを中心とした高層建築物の建設による眺望の変容など、様々な景観の課題が生じてきている。また、少子高齢化などの社会的背景の変化により、これまで地域コミュニティにより育まれ、受け継がれてきた生業や産業、伝統技術や芸能などの民俗文化の衰退・喪失による、奈良市の景観の魅力の減退も危惧されている。

これらの景観の課題を解決するためには、大規模建築物や屋外広告物の景観誘導、道路や河川、公園などの公共施設の景観整備、地区や集落単位での町並み景観の形成、眺望景観の保全・活用など多様な面からの景観施策を展開し、連携させるとともに、関係部局間の調整により、山林や農地の保全管理、観光振興、民俗文化の継承などの各施策を景観の視点から連携させ、景観施策を総合的に展開していくことが求められる。

(2) 奈良市における景観計画

奈良市では、平成2年（1990）に「奈良市都市景観条例」を制定するとともに、平成4年（1992）には景観を守り、育て、つくっていくための施策を長期的、総合的、体系的に推進していくための“道しるべ”となる「奈良市都市景観形成基本計画」を策定した。また、平成17年（2005）には、旧月ヶ瀬村及び旧都祁村と合併を行い新奈良市となったこと等により「奈良市都市景観形成基本計画」の見直し作業を行い、広報・啓発活動及び助成事業等を積極的に展開している。

そして、平成22年（2010）1月には「奈良市都市景観形成基本計画」及び「奈良市都市景観条例」に基づくこれまでの景観行政を継承し、より一層推進するため、景観法に基づく新たな法定計画として「奈良市景観計画」を策定し、同年4月1日に「なら・まほろば景観まちづくり条例」を施行してきた。

奈良市景観計画及びなら・まほろば景観まちづくり条例では、市全域を対象に（風致地区等は適用除外）景観の形成に大きな影響を与える大規模な行為は届出を義務付け、デザインガイドラインをもとに景観誘導を図っている。また、奈良町、西の京、JR奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺、大宮通り沿道、三条通沿道と広域幹線道路沿道を景観形成重点地区に指定し、より詳細なデザインガイドラインを設定して景観誘導を図っている。さらに、従前の奈良市都市景観条例に基づく都市景観形成地区を踏襲し、奈良町地区における歴史的な町並みの形成を図っている。一方、眺望景観についてみると、なら・まほろば景観まちづくり条例のなかで、重要眺望景観を指定し、保全・活用の方針や保全及び活用に関する施策が特に必要な地区（眺望景観保全活用地区）、保全のための行為の制限に関する事項等を定めた眺望景観保全活用計画を策定することが規定されている。

(3) 眺望景観保全活用計画の策定

1) 眺望景観の重要性

昭和41年（1966）に公布・施行された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年1月13日法律第1号）に基づき、昭和42年（1967）に決定された「奈良市歴史的風土保存計画」

（昭和42年1月25日総理府告示第6号）では、歴史的風土の保存目的として「背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線」や「両寺」（薬師寺、唐招提寺）の間および県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域」の重要性が説明されている。また、昭和45年（1970）に公布・施行された「奈良県風致地区条例」（昭和45年3月28日奈良県条例第43号）に基づき平成13年（2001）4月に策定された

「奈良県風致保全方針」では、各風致地区的保全方針に近景、中景、遠景の各要素、眺望についての記載もみられる。さらに、昭和48年（1973）には、平城宮跡からの東大寺大仏殿や興福寺五重塔への眺望の保全のための高さ等の検討が行われ、昭和60年（1985）には、これに西の京大池（勝間田池）から薬師寺の塔ごしに見る大和青垣の眺望を加えた2つの眺望景観をもとに、現在の高度地区が都市計画決定されている。

このように、奈良市では、古くから眺望景観の重要性を認識し、制度・政策を展開してきた。そのことにより、社寺や古墳などの数多くの歴史文化遺産や地形的特徴がつくりだす周囲の大和青垣の山並みへの眺めを享受できる空間の広がりや視点場が、現在も数多く残されている。そして、その眺めに映りこむ建築物や自然環境などの各要素は、古都として築かれ展開してきたなかで成立し、受け継がれてきた人々の生活や文化、説話・伝承などを中心につなぎ合わせたり、関係し合うことによって、奈良固有の歴史文化を感じられ、より魅力的なものとして我々の心に響く眺望景観となっている。

つまり、奈良市の景観を眺望という広がりをもってみるとことにより、歴史的・文化的に様々な関係を有する多様な要素を一望でき、より深みのある景観として感じとることができる。このような眺望景観は他に類を見ない奈良市固有のものであり、世界に誇る歴史都市奈良の歴史的風土や歴史的風致の根幹となるものであるといえる。

2) 計画策定の必要性

奈良市において、眺望景観保全活用計画に期待されることは以下のように整理できる。

①歴史、文化、自然の保全

奈良市では、単に山林や農地、河川が美しいだけではなく、それらの自然環境と人々の営みを感じられる歴史文化遺産とが複合することによって、より魅力的な眺望景観が形成されている。奈良市では、これまで古都保存法や風致地区条例により、それらの複合としての眺望景観の価値は位置づけられてきているものの、各種整備や取り組みが個別に進められてきたため、十分な効果が発揮できていなかつた。

眺望景観の視点からこれまでの施策を再点検し、今後の景観づくりの一指針を示すことにより、多様な景観施策を総合的に展開すること、また、今後の都市計画における眺望景観の視点を踏まえた計画づくりや取り組みの礎となることが期待できる。そして、このことは、様々な要素が関係し合い、形成され、維持されてきた奈良市の歴史、文化、自然の価値を総合的に保全していくことにつながり、奈良市の歴史的風土の保存や世界遺産のバッファゾーン及びハーモニーゾーンの保全につながることが期待できる。

②観光資源としての活用

現在も奈良市の歴史や伝統、ゆとりと広がりのある景観が評価され、多くの観光客が奈良市を訪れている。しかし、「社寺めぐり」「史跡探訪」のイメージが強く、固定化したイメージが観光客の訪問ルートの偏りや新たなファン層の拡大の阻害要因になっていることなどが課題とされている（奈良市観光交流推進計画（平成21年6月））。

奈良固有の歴史文化や自然環境等が織り成す眺望景観の情報発信やそれらを加えた新たな観光ルートの設定、視点場やアクセス道の整備などを通じ、眺望景観を観光資源として積極的に活用していくことは、新たなファン層の獲得ならびに地域の活性化につながることが期待できる。

③市民生活の質の維持・向上

日々の生活のなかで、当たり前のように目にしている山並みや社寺などへの眺望景観が、市民の生活をより豊かで潤いのあるものとしている。しかし、そのなかには、十分に法的に守られていない眺望景観もあり、このまま放置しておくと、いつの間にか眺望景観が阻害されてしまうおそれがある。市民から広く身近な眺望景観を募集し、必要な対策を講じていくことにより、市民生活の質の維持ならびに向上を図っていくことが求められる。このことにより、市民が眺望景観の重要性に気付き、眺望景観の保全に協力し、自ら取り組んでいくとともに、それらを活かしたまちづくりへと展開していくことが期待できる。

さらに、多くの人々がその価値を共有し易い「眺望景観」という分かり易い対象を通じて、景観について語り合うことは、市民の景観意識の向上につながり、身近な景観づくりを通じた生活環境の向上にもつながることが期待できる。

(3) 眺望景観保全活用計画策定の目的

古都奈良としての風格や国際文化観光都市としての賑わい、多くの人々が住みたいと思う魅力的な生活環境を維持・向上していくためには、奈良の歴史、文化、自然の相互の関係を理解し、それらを良好に保全・継承していくことが重要となる。奈良における眺望景観は、それらの関係を多くの人々が認識でき、共有できる最も分かり易い対象のひとつである。

そこで、奈良市眺望景観保全活用計画策定の目的を以下のように設定し、奈良固有の歴史、文化、自然が織り成す眺望景観の保全を図り、積極的に観光資源として活用していくこと、さらには、訪れた観光客による評価を通じて、市民が奈良の歴史や文化を再認識し、誇りをもち、景観づくりをはじめとした生活環境の向上に自ら取り組んでいくという良好な循環を創り出していくこととする。

奈良市眺望景観保全活用計画の策定の目的

①世界に誇る奈良固有の歴史、文化、自然を保全する

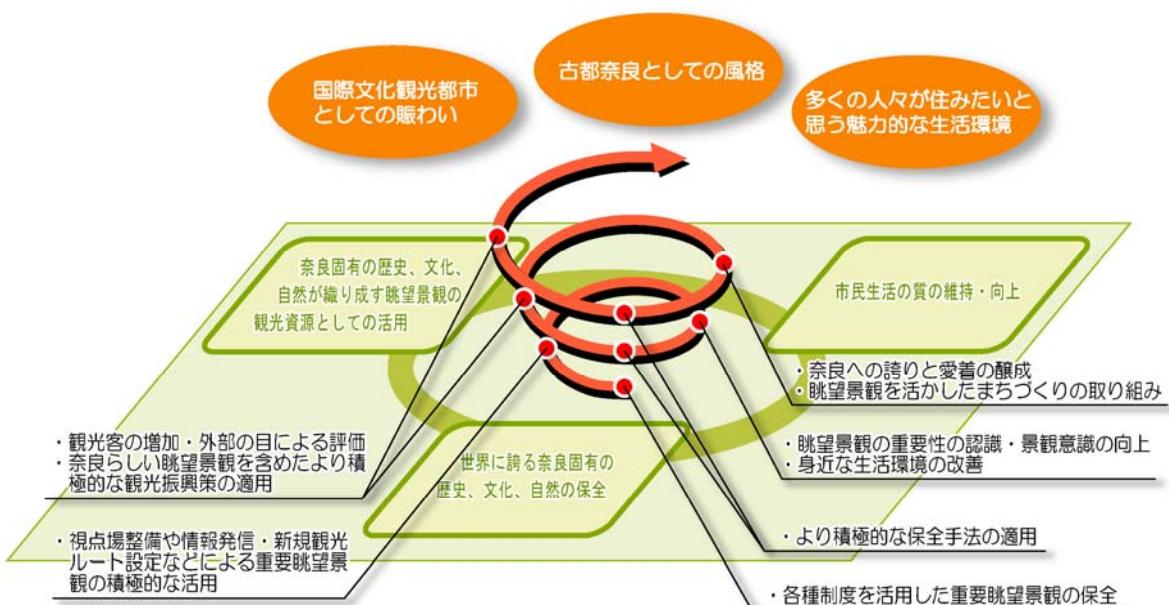
建造物や農地、山並みなどの視覚的にとらえられる要素に加え、音や香などの五感でとらえられる様々な要素を複合的・一体的に捉えた「眺望景観」としての保全活用のあり方を指示することにより、市民、行政、事業者等の関係する各主体が、眺望景観の保全活用の方向性を共有し、歴史的建造物等と自然環境とが一体となって形成される歴史的風土の保存や世界遺産のバッファゾーン及びハーモニーズーンの保全等により、奈良の歴史、文化、自然の本質的価値の保全を効果的に進め、奈良市の魅力の向上につなげることを目指す。

②奈良固有の歴史、文化、自然が織り成す眺望景観を観光資源として活用する

奈良固有の歴史、文化、自然が織り成す眺望景観の情報発信やそれらを加えた新たな観光ルートの設定、視点場やアクセス道の整備などにより、奈良観光の幅を広げ、集客の増加を目指すとともに、国際文化観光都市としての持続的な発展を目指す。

③市民生活の質の維持・向上に資する

世界遺産をはじめとした歴史的建造物や若草山や春日山等の山並みなどに囲まれ、世界に誇る眺望景観を日々の生活のなかで感じることのできる豊かな生活環境を保全することにより、市民の奈良への誇りと愛着を育むとともに、さらなる景観意識の向上やまちづくり活動に資することを目指す。



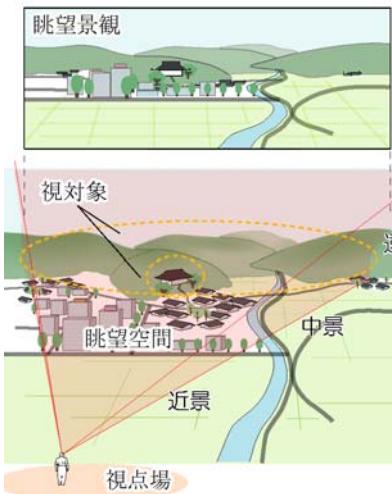
1. 2 「眺望景観」のとらえ方

本計画で扱う「眺望景観」は以下のようにとらえることとする。

眺望景観のとらえ方

「特定の視対象を望むことができる視点場と眺望空間から構成される景観であり、
別表1の基準のいずれにも該当するもの」

- (※1) 視点場とは、視点が位置する場所をいう。なお、歴史的・文化的背景からみて一体的に扱う必要があると認められる場合は、周辺の区域を含め視点場と設定することができるとする。
- (※2) 視対象とは、視点場から眺める対象物をいう。
- (※3) 眺望空間とは、視対象の前景及び背景など、視点場から特定の視対象を眺めるときに視界を担保し視界に入る空間をいう。
- (※4) 山地や丘陵地、河川、道路、鉄道などの広域的な広がりを有する地形や地物等によって形成される大きな広がりをもった眺望景観から建築物や塀・柵などの工作物、庭木や生垣、人々の活動などからなる身近な生活景などの眺望景観まで、眺望景観はさまざまなスケールをもつ。



(別表1) 眺望景観の基準

| 項目 | 基 準 | 具体的な基準の内容 |
|----------------|-----|--|
| | | |
| 眺望景観の 空間特性 | 距離 | 原則として視対象は中景から遠景に位置すること 視対象が中景から遠景に位置することを基本とする。 視対象が近景の場合であっても、その背景となる中景、遠景が一体となってその価値を形成しているものについてはこの限りでない。また、一定の経路を経るなかで継起的に変化する景観も含む。 |
| | 可視性 | 原則として視対象を望めること 視対象を望めることを基本とする。 視対象の全貌が望めない場合であっても、史実や説話・伝承、物語などを通じて心に浮かぶものであり、周囲の眺望空間と一体となってその価値を形成しているものについてはこの限りでない。 |
| 眺望景観の アクセス性 | 視野角 | 視点場又は視野角に自由度があること 極めて限定された視点場からの景観や写真などの特定の枠で切り取られた景観のみが美しいのではなく、多くの人が容易に享受できる見え方であること。 |
| | 視点場 | 視点場の公共性が高いこと 民間の建築物内・敷地内を除く、公共の空間や施設（社寺境内を含む）に視点場があり、多くの人々が享受できること。 |
| | 時間 | 眺望景観を享受できる時間的な制約がないこと 特定の時間や季節だけ美しいのではなく、いつ見てもその時その時の美しさがあるものであること。視点場の利用時間の制限の有無は問わない。 |
| 眺望景観の 歴史性 | 歴史性 | 奈良市の歴史を感じられるものであること 視点場、視対象、眺望空間、それらの相互の関係のいずれかが、奈良市の歴史の一時代を特徴づけているなど、奈良市の歴史的な変遷を感じられるものであること。時代区分は問わない。 |

「眺望景観」のとらえ方より、本計画で対象とする眺望景観の類型として以下の6類型を設定する。本計画で対象とする眺望景観は、この6類型のいずれか1つに該当するものである。

■ 眺望景観の類型

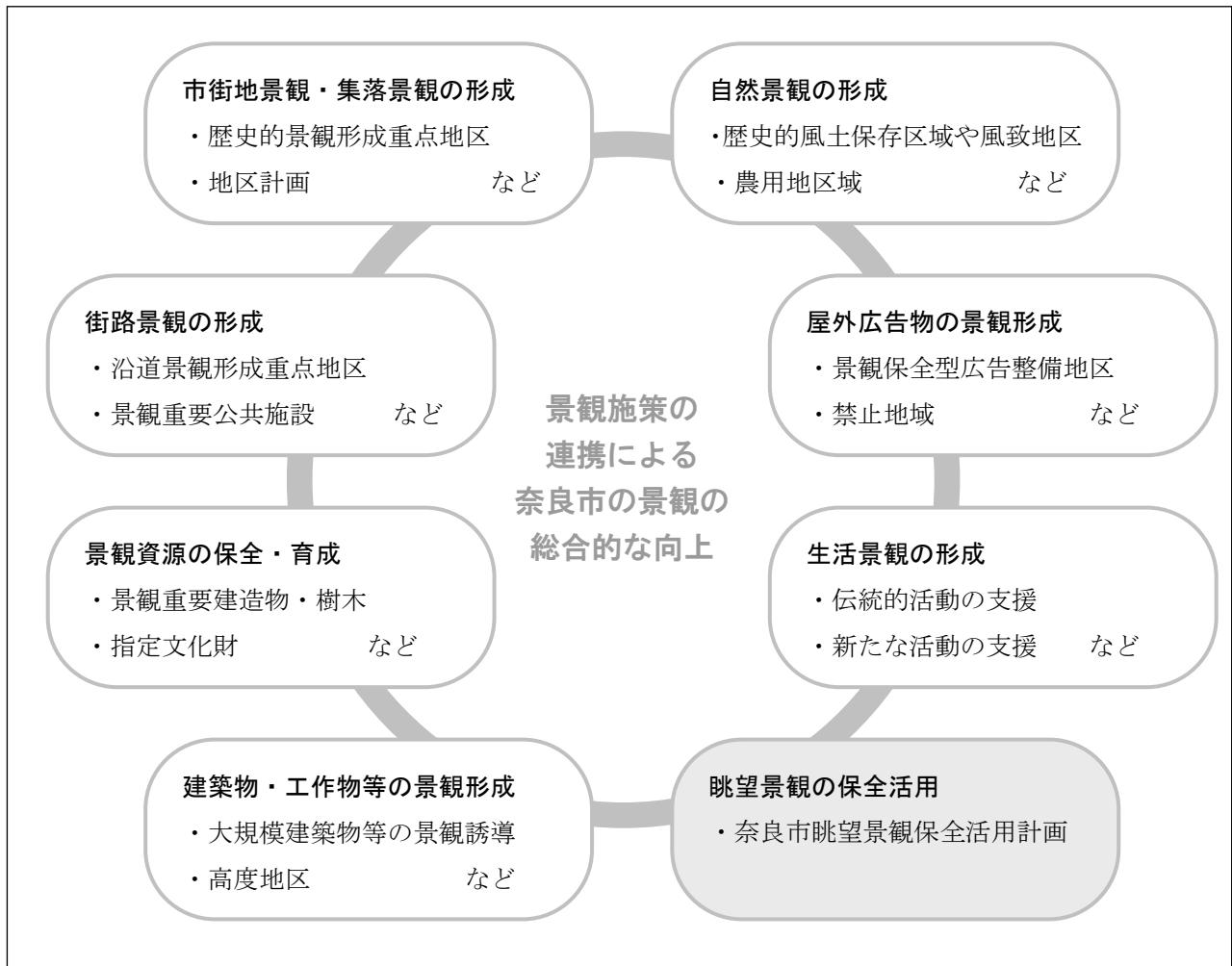
| 類型 | | 特徴 | 例 |
|-----|--------------|--|---|
| I | 見下ろし型眺望景観 | <p>高所から見下ろすことにより、奈良市の地形構成や市街地の拡大や西部丘陵地の住宅地開発などの奈良市の発展や変遷、個性豊かな集落が受け継いでいる山林・農地・集落の土地利用の秩序や集落の構成などを感じられる眺望景観</p> | |
| II | 広がり型眺望景観 | <p>史跡や水面、農地が創り出す近景の広がりが、ゆとりと潤いを創り出すとともに、その広がりのなかに見え隠れする数多くの歴史文化遺産や史実・説話・伝承などが、見る人の想像力をかりたたせ、豊かな自然のなかに歴史と文化の香を感じられる眺望景観</p> | |
| III | 見通し型眺望景観 | <p>歴史的な建造物や四季折々の彩りを添える樹木や樹林等が連なって形成する軸線の奥に視対象となる世界に誇る歴史文化遺産が位置し、その象徴性を感じられる眺望景観</p> | |
| IV | 境内地・史跡地型眺望景観 | <p>視点場が社寺境内又は史跡地のなかにあり、近景域に位置する視対象となる社寺建築や歴史的建造物と、借景となる山並みや青空、周辺山林や樹林などの周辺の自然環境とが一体となった歴史的風土を感じられる眺望景観</p> | |
| V | 導入路・玄関口型眺望景観 | <p>古代日本の政治文化の中心地であった大和地方(奈良盆地)への玄関口として、かつての人々が往来に利用した旧街道や古道、現代の奈良に訪れる人々が利用する電車や道路から眺め、奈良に来たことを感じられる眺望景観</p> | |
| VI | 生活・生業型眺望景観 | <p>梅林や茶畠、田園などの生業や文化に関する資産の広がりのなかに集落や歴史的建造物等が位置し、地域の生活や生業を表す文化的景観を感じられる眺望景観</p> | |

(模式図凡例) 眺望空間 視点場内の任意の視点場からの主要な視線の方向

1. 3 計画の位置づけ

眺望景観の保全・活用は、現在奈良市で実施されている数多くの景観施策の一つとして位置づけられる。その他の各景観施策と連携して、奈良市の景観を総合的に向上させていくものである。

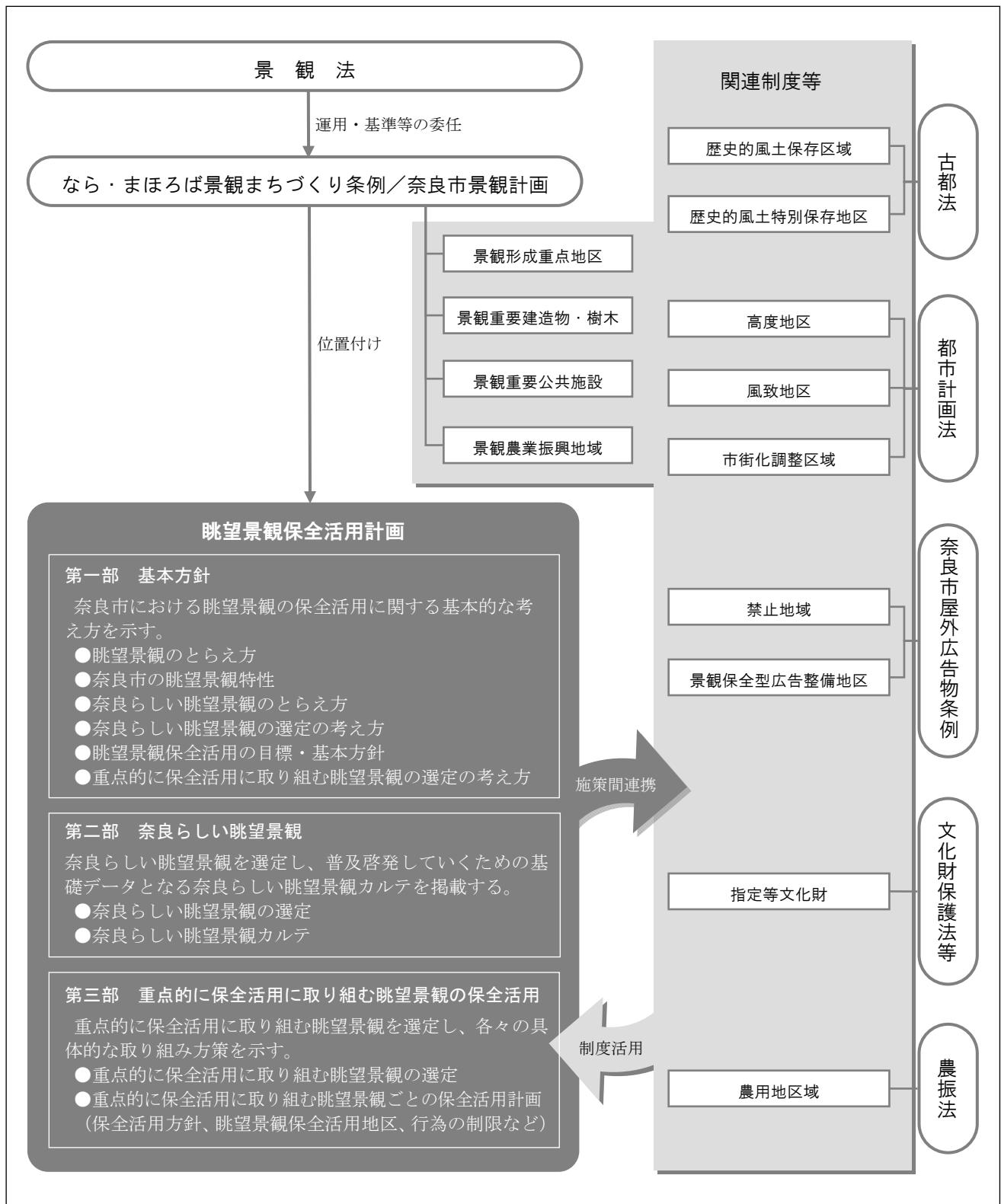
■ 多様な側面からの景観施策の連携



「眺望景観保全活用計画」は、「なら・まほろば景観まちづくり条例」に規定されている計画であり、奈良市における眺望景観の保全・活用に関する基本的な考え方を示す「第一部 基本方針」、奈良らしい眺望景観を選定し、普及啓発していくための基礎情報となる奈良らしい眺望景観カルテを掲載する「第二部 奈良らしい眺望景観」、重点的に保全・活用に取り組む眺望景観を選定し、各々の具体的な取り組み方策を示す「第三部 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観の保全・活用」の三部構成として策定するものである。

本計画に基づき、関連部局が連携して眺望景観の保全・活用を推進するとともに、とりわけ重点的に保全・活用に取り組む眺望景観については、眺望景観保全活用地区の指定により、関連する各種制度・事業等を積極的に活用し、効果的な眺望景観の保全・活用を進めることとする。

■ 「奈良市眺望景観保全活用基本方針」及び「眺望景観保全活用計画」の位置付け



2. 奈良らしい眺望景観のとらえ方

2. 1 奈良市の眺望景観特性

(1) 奈良市の景観特性と奈良らしい景観

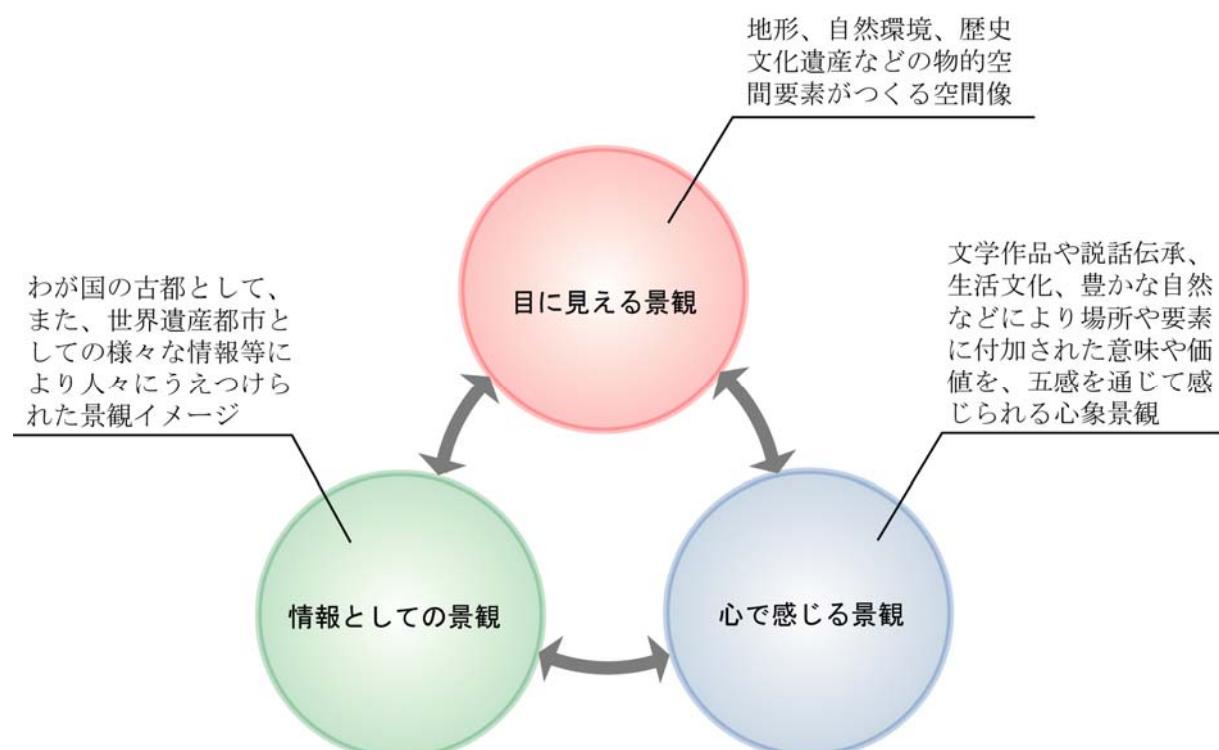
奈良市では、地形や植生などの自然的環境と古くから蓄積されてきた歴史的・文化的資産が一体となった「歴史的風土」が形成されるとともに、それらの歴史的・文化的資産と伝統的な祭りや伝統産業などの人々の活動が一体となって「歴史的風致」が形成されてきた。これらの「自然」「歴史」「文化」が景観の遺伝子として、奈良市の景観の基盤を形成し、その上に、現代の社会経済活動により、市街地の整備や開発等が進められ、現在の奈良市の景観が形成されてきている。

このような視点から、奈良市景観計画では、「自然がつくりだす景観」「歴史がつくりだす景観」「文化がつくりだす景観」「都市がつくりだす景観」の4点から奈良市の景観特性を説明している。

このような景観特性もった奈良市の景観は、そうした特性ゆえに奈良らしさを持っている。奈良らしい景観は、それを享受する人々の視点から捉えると、以下のように成り立っていると理解することができる。

■ 奈良らしい景観の成り立ち

奈良市では、その地形や自然環境、歴史文化遺産などが創り出し、現在多くの人々が目にし、美しいと感じる「目に見える景観」と、古都としての歴史の重なりやそこでの人々の生活・文化が創り上げてきた物語、豊かな自然環境などを、五感を通じて感じる「心で感じる景観」、世界を代表する歴史都市として多くの人々が有する奈良市の景観イメージである「情報としての景観」が相互に関係し合い「奈良らしい景観」を創り出している。



(2) 奈良市の眺望景観特性

前項で示した「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」による奈良らしい景観の成り立ちは、眺望景観についても当てはまる。むしろ、大和青垣の山並みと社寺等が構成する歴史的風土として古くから評価されてきたことや地形的特徴などから歴史的・文化的背景を想起できる多くの景観要素を一望できることなどから考慮すると、眺望景観にこそ、「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」の3点の景観特性が強く現れているともいえる。

以下に眺望景観について「目に見える景観」「心で感じる景観」「情報としての景観」の観点からそれぞれの特性を整理する。

①目に見える景観の特性

目に見える景観を構成する要素は、景観の骨格となるである「地形」と「土地利用」、奈良市の歴史文化を感じさせる重要な視対象となり得る「歴史文化（文化財建造物）」である。これらを概観すると以下のようになる。

地形

大和青垣に囲まれた奈良盆地、大和高原を中心とした東部山間地、矢田丘陵や西の京丘陵を中心とした西部丘陵地の3つに区分できる。

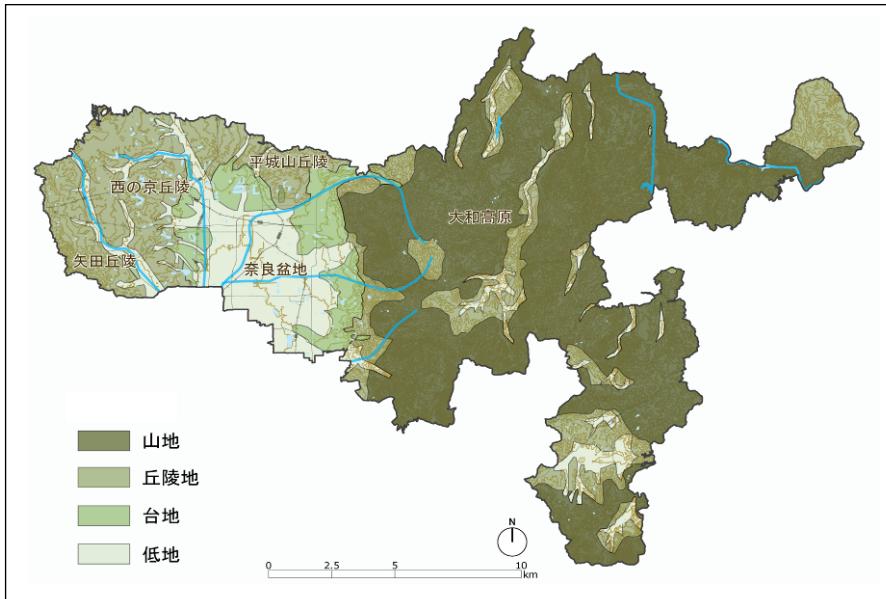
奈良盆地は、周囲を大和青垣に囲まれ、盆地内からは東西北の三方の山並みを望むことができる。そのため、多くの眺望景観の背景に山並みが映りこみ、壮大な山並みを望むことで奈良盆地の空間の広がりや歴史的建造物と一体となった歴史的風土を感じられる眺望景観となる。また、盆地を取り囲む山々は、盆地全体を一望できる視点場となる。

東部山間地は、数多くの細い谷筋がのびており、なかには都祁や田原のように広がりのある山間の小盆地もみられる。急峻

■ 地形

な山々が近くまで迫る、豊かな自然環境に囲まれた眺望景観となる。

西部丘陵地は、緩やかな傾斜となっており、東西山並みを望める場所もある。また、丘陵間には谷筋もみられ、山間地に近い地形特性を示す場所もあるが、比較的緩やかな丘陵が、東部山間地よりもゆとりのある眺望景観をつくり出している。



土地利用

地形（奈良盆地、東部山間地、西部丘陵地）に伴い、土地利用も異なっている。

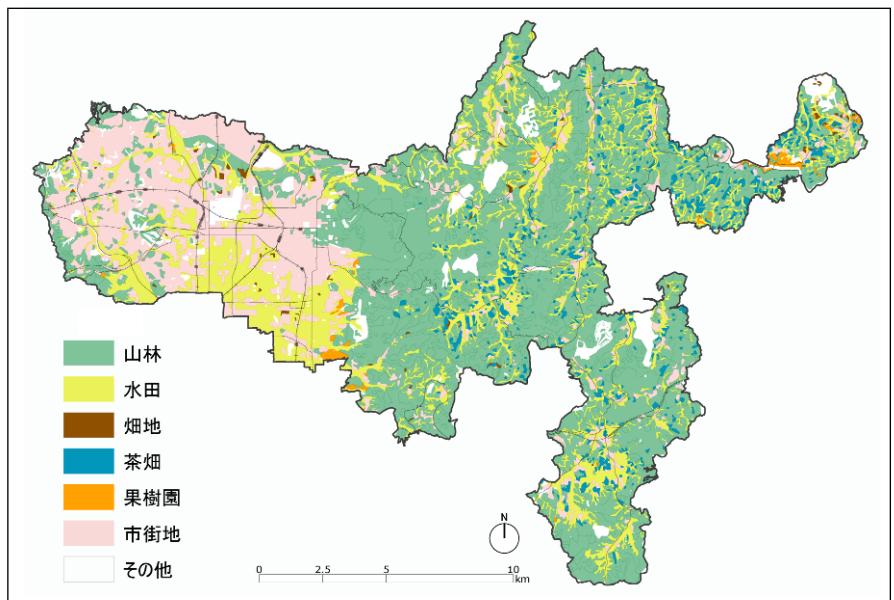
奈良盆地は、主として南部の市街化調整区域を中心に水田が広がる。そのため、南部からは農地

の広がりの遠方に市街地の連なり、山並みを望むことができる。北部には市街地が広がり、町並みのアイストップに視対象となる歴史的建造物や山並み等が位置する眺望景観が多くみられる。奈良盆地を取り囲む山林の一部は公園として整備されており、盆地や市街地を一望できる場所もある。

東部山間地には、谷筋を中心に水田、茶畑、名勝月瀬梅林で有名な月ヶ瀬地区には果樹園が広がる。そのため、地域の生業を反映した特徴的な眺望景観をつくり出している。

西部丘陵地には、丘陵の樹林や農地と一体となった緑豊かな住宅市街地が広がる。また、南部谷筋には水田、西部の生駒市との境界部分には山林が残されている。丘陵上の住宅地からは住宅の家並みの遠方に、東西の山並みを望むことができる場所もある。また、丘陵間の谷筋からは、谷筋の農地や河川等と丘陵の山林が織り成す緑豊かな自然景観とともに、その背後には奈良市の発展・成熟を支えてきた丘陵上の住宅市街地の広がりを望むことができる。

■ 土地利用

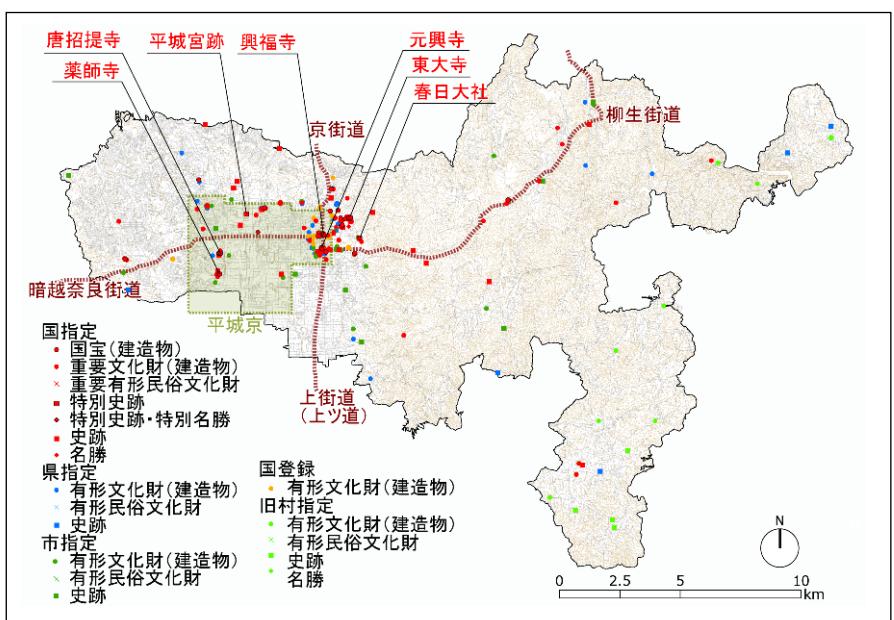


歴史文化（文化財建造物）

奈良市には、合計 1,186 件の指定等文化財がある。そのうち文化財建造物は合計 306 件にのぼり、市域全体に数多くの文化財建造物が分布している。

奈良盆地に文化財建造物が集積しており、特に、奈良盆地を取り囲む大和青垣の山裾に多く分布しており、周囲の山林と一体となった歴史的風土をつくり出している。東部山間地では柳生街道沿い等に文化財建造物が点在している。

■ 歴史文化特性（文化財建造物）



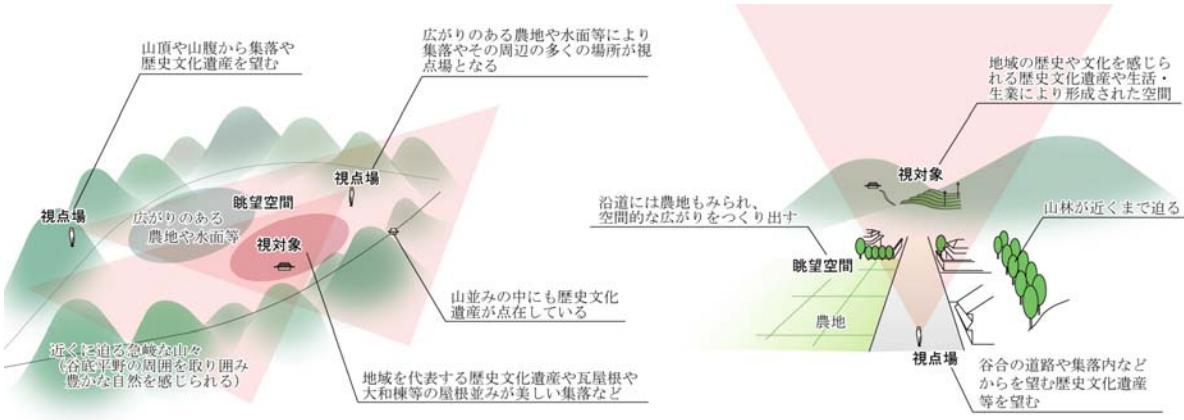
以上より、目に見える景観の観点からみた眺望景観の概念は以下のように整理できる。

目に見える景観の観点からみた眺望景観の概念図

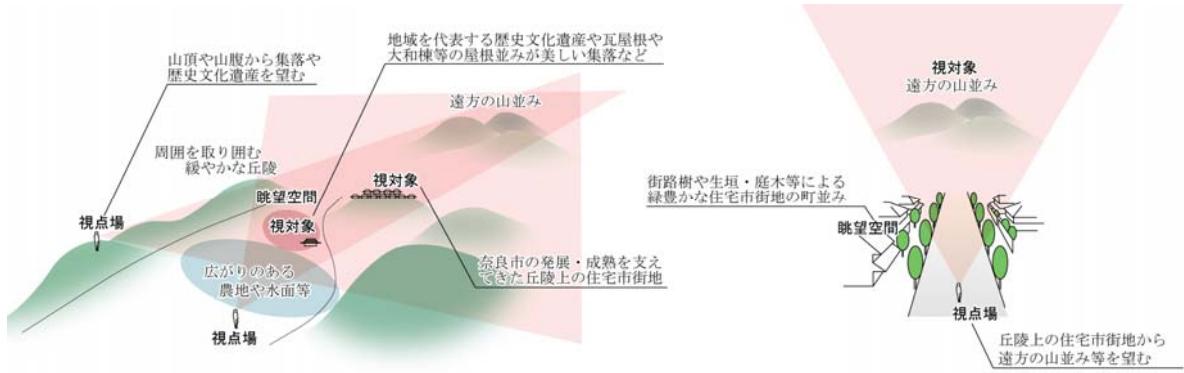
奈良盆地



東部山間地



西部丘陵地



②心で感じる景観の特性

心で感じる景観を構成する要素として、「歴史的背景」「民俗文化・生活文化」「説話・伝承」を取り上げた。これらを概観すると以下のようになる。

歴史的背景

奈良市の歴史的背景の概略を整理する。

弥生時代 奈良市内では旧石器・縄文時代の土器や石器も出土しているが、弥生時代の遺跡は佐紀町、柏木町、杉ヶ町、窪之庄町など市内各地で見つかっており、稲作に適した地に、「ムラ」ができていたと考えられている。

古墳時代 4世紀頃になると、有力な豪族などが大和盆地に大きな墳墓を作るようになった。特に奈良市付近で勢力を持っていたのが和珥氏で、これは後に春日氏を称するようになり、6世紀の末頃から、その一族である大宅・小野などの諸氏が力をもつようになった。その他に奈良市北西部を拠点に、後に菅原氏となつた土師一族が勢力をもっていた。

奈良時代 和銅3年（710）藤原京から奈良へ都が移され平城京が築かれた。その後、70年あまりの間、平城京は古代日本の都として栄えることになった。この都は、東西約4.3km、南北4.8kmの広さに、外京として東に東西約1.6km、南北2.4kmを加えた面積を占め、平城宮から南に走る朱雀大路を中心に、大路と小路によって整然と区画され、壮麗な宮殿や寺院、貴族の邸宅によって美しく彩られていた。唐の都、長安にならった、規模雄大な都市計画であった。その最盛期の人口約10万、唐をはじめ渤海・新羅など異国の人たちの来訪もあった。そして私たちの祖先は、この都に天平文化の花を咲かせた。

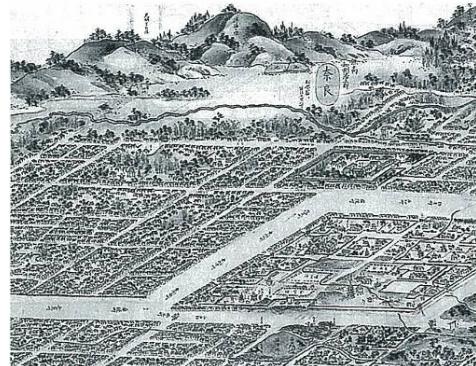
平安京遷都後 都が京都に移ると、平城京の跡はまもなく田んぼになってしまった。しかし、諸大寺がそのまま残ったおかげで、奈良は社寺の町として新しい歴史を歩むことになった。勢いをのばした興福寺をはじめ東大寺や元興寺のまわりに、次第に「まち」＝郷が生まれ、今日の奈良のもとが形づくられていった。

平家の焼き打ち・復興 治承4年（1180）平家の焼き打ちにあって、大仏殿は焼け落ち、奈良は全滅に近い打撃を受けたが、東大寺・興福寺の再建も成って、奈良の町は見事に復興した。13世紀末には既に数十の郷を数え、15世紀末、新興の堺に追いこされるまでは、京都に次ぐ日本第2の都市として繁栄した。商業や手工業の堅実な発展があったためである。次々に新しい郷が生まれ、16世紀のはじめには郷数200、人口2万5千を数えたという。

大仏さん2度目の災難 永禄3年（1560）松永久秀が眉間寺山に多聞城を築き、初めて武家の支配下におかれた。それから7年後、久秀と三好三人衆との合戦が奈良に及び再び大仏殿が焼け落ちた。しかし、当時次第に力をたくわえてきた町民たちの働きで、戦禍は最小限に食い止められ、全部の郷を合わせた奈良町の成立がうながされた。

江戸時代 江戸時代には、幕府の直轄領として奈良奉行の支配下におかれた。有力な町人の中から数人の惣年寄が選ばれ、奉行の指図を受けて町政にあたり、そのもとに4名の町代がいて、実務を担当した。17世紀末の調べでは、総町数205、人口3万5千人となっている。江戸時代のはじめの奈良は、奈良晒をはじめ酒・墨・甲冑・刀・団扇などの特産品に富み、産業都市であったといえる。

明治を迎えて 江戸時代中頃から観光の町としての性格を強めるようになったが、明治維新を迎えた頃の奈良は、いささか沈滞した町の雰囲気になっていた。廢仏毀釈により、諸大寺も大きな打撃を受けた。明治4年（1871）の廢藩置県で大和全体を管轄する奈良県が生まれ、奈良に県庁が置かれた。しかし、明治9年（1876）奈良県が廃止されて、大和は堺県に編入、続いて明治14年（1881）に大阪府に属することになる。明治20年（1887）奈良県の再設置が認められて県庁が戻ってきた。明治31年（1898）には市制が施行され、この間に



江戸時代の奈良町（加太越奈良道見取絵図）



昭和29年頃の
三条通り
資料：古都の暮ら
し・人（入江泰吉）

大阪（明治25年（1892））、京都（明治29年（1896））へ鉄道が通じ、会社や銀行ができ、奈良公園の整備が進むなど、県政の中心地として整備され、近代化をめざして着実な歩みを進めてきた。

このような歴史的背景、さらにはより深い歴史的背景を学び、それらを頭に描きながら眺望景観を望むことで、より一層深みのあるものとして感じることができる。

民俗文化・生活文化

民俗文化・生活文化のうち、奈良市における主な祭礼・行事は以下のように整理できる。

■ 主な祭礼・行事一覧

| No | 開催場所 | 祭礼・行事（開催日） | No | 開催場所 | 祭礼・行事（開催日） |
|----|------|---|----|---------|---|
| 1 | 春日大社 | 興福寺貴主社参式(1/2) 神楽始式(1/3) 御祈祷始式(1/7) 舞楽始式(1/12) 万燈籠(節分の日) 春日祭(3/13) 御田植祭(3/15) 水谷神社鎮花祭(4/5) 子供の日舞樂演奏会(5/5) 献茶祭(5/10) 薪御能(5/11-12) 万燈籠(8/14-15) 文化の日雅樂演奏会(11/3) 春日若宮おん祭(12/15-18) | 9 | 林神社 | 饅頭祭(4/19) |
| | | 十輪院 恵毘須神社 新薬師寺 若草山 鹿苑 飛火野 春日野園地 白毫寺 瑜伽神社 | 10 | 十輪院 | 一願不動尊新春初護摩大祈祷(1/28) |
| | | | 11 | 恵毘須神社 | 南市の初戎(1/5) |
| | | | 12 | 新薬師寺 | 修二会(4/8) |
| | | | 13 | 若草山 | 若草山焼(成人の日の前日) |
| | | | 14 | 鹿苑 | 鹿の角きり(10/10-12) |
| | | | 15 | 飛火野 | 鹿寄せ(2/1-3/15) |
| | | | 16 | 春日野園地 | 芝能(9/15) |
| | | | 17 | 白毫寺 | 一切経法要(4/8) えんまもうで(1/16, 7/16) 志貴親王御忌(9/21) |
| | | | 18 | 瑜伽神社 | 御湯立式(1/1) 御神楽式(1/3) |
| | | | 19 | 氷室神社 | 献氷祭(5/1) |
| | | | 20 | 高円山 | 奈良大文字送り火(8/15) |
| | | | 21 | 海龍王寺 | 四海安穩祈願法要(4/18) |
| | | | 22 | 法華寺 | 雛会式(4/1-7) 蓮華会式(7/17) |
| | | | 23 | 不退寺 | 業平忌(5/28) |
| | | | 24 | 大安寺 | 光仁会(1/23) 弘法大師正御影供(4/21) 竹供養癌封じ夏祭り(6/23) |
| | | | 25 | 慈眼寺 | 初午法要(2月初午の日) 二の午法要(3月初午の日) |
| | | | 26 | 称名寺 | 珠光忌(5/15) |
| | | | 27 | 手向山八幡宮 | お田植祭(2/3) 転害会(10/5) |
| | | | 28 | 般若寺 | 文殊会(4/25) |
| | | | 29 | 奈良豆比古神社 | 翁舞(10/8) |
| | | | 30 | 西大寺 | 大茶盛(1/15, 4/11-12, 10/11) 初観音(1/18) 初午厄除祈願会(3月初午の日) 光明真言土砂加持法要(10/3-5) |
| 2 | 東大寺 | 修正会(1/7) 修二会(3/1-14) 仏生会(4/8) 聖武天皇祭(5/2) 解除会(7/28) 大仏お身ぬぐい(8/7) 大仏殿万燈供養(8/15) 大仏さま秋の祭り(10/15) 仏名会(12/14) | 31 | 菅原天満宮 | お田植祭(2/25) 鶯替え神事(3/20) |
| 3 | 興福寺 | 追儺会(節分の日) 涅槃会(2/15) 仏生会(4/8) 放生会(4/17) 文殊会(4/25) 薪御能(5/11-12) 弁財天供(7/7) 塔影能(10月第1土曜日) 大般若転説会(10/17) 慈恩会(11/13) | 32 | 三松寺 | 涅槃会(2/15) 成道禊心(12/1-8) 徹宵座禪(12/31-1/1) |
| 4 | 元興寺 | 節分柴燈護摩会(2/3) 地蔵会万燈供養(8/23-24) | 33 | 壇山寺 | 修正会(1/1, 3) 大弁財天初福授法会(1/7) |
| 5 | 薬師寺 | 修正会吉祥悔過法要(1/1-3) 星祭り(節分の日) 花会式(3/30-4/5) 玄裝三藏会大祭(5/5) 盂蘭盆会(8/13-15) 天武天皇忌(10/9-10) 慈恩会(11/13) お身ぬぐい(12/29) | 34 | 倭文神社 | 蛇祭り(10月(目時未定)) |
| 6 | 唐招提寺 | 修正会(1/1, 3) うちわまき(5/19) 開山忌(6/5-7) 觀月讚仏会(中秋の名月の日) 写經会(11/17) お身拭い(12/15) | 35 | 帶解寺 | 節分星祭(節分の日) |
| 7 | 采女神社 | 采女神祭(中秋の名月の日) | 36 | 弘仁寺 | 星供祈願会(2/13) 十三まいり(4/13) 黄金ちまき会式(6/13) |
| 8 | 率川神社 | 歳旦祭(1/1) 初戎祭(1/5) 三枝祭(6/17) | 37 | 正暦寺 | 冬至祭(12/22) |
| | | | 38 | 丹生神社 | 田楽横とび(10/19) |

民俗文化・生活文化のうち、奈良市における主な伝統産業としては、奈良町を中心とした奈良晒、製墨、一刀彫、奈良団扇、西の京西部の赤膚町付近の赤膚焼、東部山間地の田原などにみられる大和茶製茶業、月ヶ瀬の梅の栽培と烏梅製造などがあげられる。

また、その他にも、春日講や伊勢講などの講や庚申信仰など、数多くの活動がみられる。

これらの民俗文化・生活文化により、祭礼や行事とともに映る眺望景観や伝統産業による茶畑や梅林などへの眺望景観など、直接的に奈良の歴史や文化を感じられるとともに、祭礼や行事が行な

われていない時や伝統産業の製造工程などが直接見えない場合であっても、寺の鐘の音や墨の香など、五感を通じて人々の豊かな営みを感じられ、より一層味わい深い眺望景観を享受できる。

説話・伝承

奈良は古くから多くの人々が訪れた地であり、様々な説話や伝承が現在も語り継がれている。例えば、猿沢池では、采女にまつわる説話が残されており、池畔には采女神社や衣掛柳がみられる（毎年中秋の名月には采女祭が催され、花扇を浮かべて采女の靈を慰める）。また、竜が出るという伝説（芥川龍之介はそれを題材に小説「龍」を著している）や「澄まず濁らず、出ず入らず、蛙湧かず藻が生えず、魚七分に水三分」の七不思議がある。

■ 説話・伝説の例（猿沢池）

○「背後に鳥居のある社」（出典「大和の伝説」、山田熊夫）

奈良の猿沢の池には、東の岸に衣掛柳というのがあり、西の池畔には采女神社というのがある。その社は、池に背を向けて西向きに立ち、背後に鳥居がある。日本中でうしろに鳥居のある神社は、ここただ一つだといわれている。

昔、奈良のみかどに仕えた采女という美人があった。御目のとまって、一度みかどに召されたが、どうしたものかその後は召されなかった。采女は世をはかなく思い、猿沢の池に身を投げた。その時、衣をかけておいた柳が、東の池畔の衣掛柳である。みかどは、深く哀れにおぼしめされ、池にみゆきして人々の歌を召された。

柿本人丸の歌

わぎもごがねくたれ髪を猿沢の池の玉藻とみるぞかなしき

みかどの歌

猿沢の池藻つらしなわぎもこが玉藻かづかば水ぞひなまし

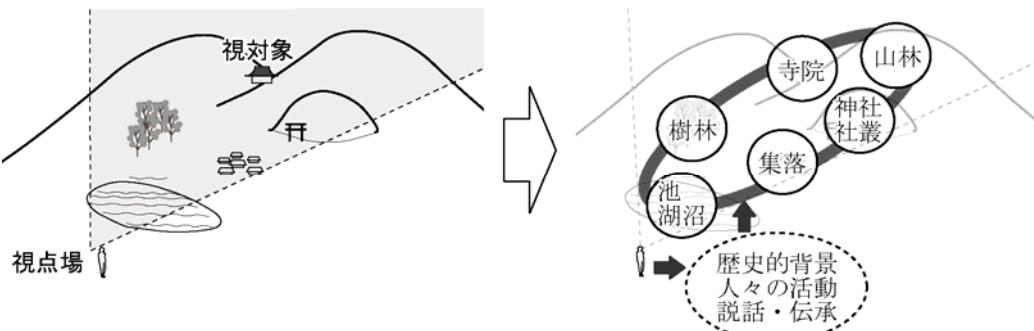
その後、西の池畔に采女の社を建てられた。初めは池に向かって社殿を設けられたのに、みずから命を落とした水面を見るのは恨めしいとあって、一夜の中にクルリと西向きになってしまったという。

このように、視点場や視対象、眺望空間のなかに映りこむ様々な要素が、その背後に説話や伝承を有しており、眺望景観をより魅力的なものとしている。

以上より、心で感じる景観の観点からみた眺望景観の概念は以下のように整理できる。

心で感じる景観の観点からみた眺望景観の概念図

奈良市は、都としての繁栄以来の長い歴史のなかで、かつての政治文化の中心都市として、また、仏教文化を育んできた魅力のもとに、多くの人々が訪れ、場所に様々な意味づけがされてきた。祭礼・行事などの民俗文化を継承しながら、生業や産業などの生活文化を発展・成熟させてきた。また、わが国の歴史を物語る上で欠かせない史実、説話、伝承も数多く伝えられている。これらの人々の活動が眺望景観のなかに映りこむ歴史文化遺産や自然環境などを繋ぎ合わせ、その魅力を増進している。



③情報としての景観の特性

情報としての景観を構成する要素として、現代の情報化社会のなかの膨大かつ多様な情報のうち、特に、古くからの観光情報として奈良市の景観イメージの形成に大きく影響を及ぼしてきたと考えられる「名所案内記・絵図」、文人歌人等による「文学芸術作品」、全国的に位置づけられた「インベンチャー（○○百選や○○八景など）」を取り上げた。これらを概観すると以下のようになる。

名所案内記・絵図

近世から近代にかけての奈良を含む名所案内記や絵図の代表的なものとしては、以下があげられる。東大寺や興福寺、若草山を中心として、その周辺の資産をあげているものが多いが、なかには、月ヶ瀬のみを対象とした資料や平城宮跡、西の京の薬師寺、唐招提寺を含むものもある。

■ 奈良を含む代表的な名所案内記・絵図一覧

| 資料名称 | 作成年代 | 情報化された対象の例 |
|--------------------|--------------------------|---|
| 大和国細見図 | 享保 20 年 (1735) | 大仏、二月堂、新薬師寺、元興寺、興福寺、南円堂、春日山 |
| 大和巡ひとり案内図 | 寛政 8 年 (1796) | 大仏、春日大社、二月堂、三月堂 など |
| 和州奈良之図 | 天保 15 年 (1844) | 春日大宮御祭、同若宮御祭礼、薪能、二月堂、大仏殿 南都八景、南都七大寺 |
| 月瀬嵩尾山長引梅溪真景之図 | 安政 5 年 (1858) 改版 | 嵩村・尾山村・長引村の集落、月瀬梅林 |
| ならめい志よゑづ | 幕末頃 | 東大寺、興福寺、手向山八幡、春日社、猿沢池、元興寺、觀音堂、般若寺文殊堂、鹿 など |
| 奈良名所東山一覽之図 | 幕末頃 | 元興寺、猿沢池、興福寺、東大寺、手向山、若草山、春日山、三笠山、春日社、鹿、鷺塚 など |
| いんばんや絵図 | 明治 3~15 年 (1870~1882) | 三笠山、春日四社、若草山、手向八幡、二月堂、大仏殿、興福寺東金堂・大塔・南円堂、十三鐘、猿沢池と池畔の八重桜・衣掛柳、采女宮 |
| 大和国奈良細見図 | 明治 7 年 (1874) | 春日山・若草山・三笠山・八重桜・手向山 など |
| 奈良名所古蹟一覽之図 | 明治 7~19 年 (1874~1886) | 東大寺、興福寺、若草山、春日社、猿沢池 など |
| 奈良名所独案内 全 | 明治 12 年 (1879) | 春日社、東大寺、西大寺、唐招提寺、薬師寺、般若寺、興福院、不退寺、法華寺、平城宮趾、西大寺、秋篠寺、垂仁天皇陵 など |
| 奈良明細全図 | 明治 23 年 (1890) | 大仏殿、春日社、猿沢池、月ヶ瀬 など |
| 奈良名所細見図 | 明治 24 年 (1891) | 采女社、猿沢池、児觀音十三鐘、雪消沢、春日本社、三笠山、水谷社、若草山、手向山八幡宮、三月堂、二月堂、東大寺鐘、東大寺大仏殿、東大寺南大門、八重桜、花の松、興福寺五重塔、興福寺金堂、興福寺南円堂 |
| 袖珍 大和路便覽一名 芳山花栄 | 明治 25 年 (1892) | 東大寺大仏殿、東大寺二月堂、手向山八幡宮、春日大社、興福寺、猿沢池、元興寺、西大寺、薬師寺、唐招提寺 など |
| 月瀬模溪躰川真景 | 明治 26 年 (1893) | 月瀬梅林 など |
| 南都社寺名所記 | 明治 30 年 (1897) | 猿沢池、采女宮、衣掛柳、南大門、春日大社、飛火野、東大寺大仏殿、東大寺二月堂、春日大社、若草山 など |
| 奈良名勝全図 | 明治 31 年 (1898) | 東大寺大仏殿、二月堂、興福寺五重塔、興福寺南円堂、猿沢池、春日大社、春日大社一の鳥居、荒池、若草山 など |
| 奈良市實測全図 | 明治 33 年 (1900) | 猿沢池、南円堂、北円堂、金堂、五重塔、東金堂、花松、十三鐘大師堂、一の鳥居、春日若宮、全南門、春日本社、水谷川本橋、若草山、手向山八幡宮、三月堂、二月堂、大仏殿、大仏、正倉院、南大門、奈良帝室博物館 |
| 實地踏則 奈良市街全図 | 大正 6 年 (1917) | 春日神社・二月堂・大仏殿・南円堂・若草山・大仏鐘樓・猿沢池・手向山八幡宮・正倉院宝藏 |
| 奈良名勝案内図 | 大正 14 年 (1925) | 正倉院、大仏殿、手向山八幡宮、春日神社、二月堂、良弁杉、春日若宮、雪消沢、片岡梅林、浅茅原、十三鐘、南円堂、猿沢池、練兵場 など |
| 奈良電車沿線案内 | 昭和 3 年 (1928) | 大仏、興福寺五重塔、春日大社 など |
| 奈良御案内 | 昭和 3~9 年 (1928~1934) | 三条通、南円堂、猿沢池、十三鐘、五重塔、奈良ホテル、荒池、一の鳥居、サギ池、春日神社本社・若宮、春日野、三笠山、手向山八幡宮、二月堂、大仏、公会堂、東大寺南大門 など |

文学芸術作品

万葉集 7世紀後半から8世紀後半頃の日本に現存する最古の和歌集である「万葉集」には、奈良市を舞台とした歌が数多くみられ、現在の奈良市の景観・眺望景観をより味わい深いものとしている。

■ 奈良を詠んだ万葉歌の例

| | | |
|------|--|-----|
| 231 | 高円の 野辺の秋萩 いたづらに 咲きか散るらむ 見る人なしに (笠金村歌集) | |
| 300 | 佐保過ぎて 奈良の手向けに 置く幣は 妹を目離れず 相見しめとぞ (長屋王) | |
| 328 | あをによし 奈良の都は 咲く花の にはふがごとく 今盛りなり (小野老) | |
| 593 | 君に恋ひ いたもすべなみ 奈良山の 小松が下に 立ち嘆くかも (笠女郎) | |
| 1048 | たち変り 古き都となりぬれば 道の芝草 長く生ひにけり (田辺福麻呂歌集) | |
| 1433 | うち上る 佐保の川原の 青柳は 今は春へと なりにけるかも (坂上郎女) | |
| 1554 | 大君の 御笠の山の 黄葉は 今日の時雨に 散りか過ぎなむ (大伴家持) | |
| 1604 | 秋されば 春日の山の 黄葉見る 奈良の都の 荒るらく惜しも (大原今城) | |
| 3835 | 勝間田の 池は我れ知る 蓮なし しか言ふ君が 髪なきごとし (婦人) | 他多数 |

近現代の文学作品 志賀直哉や和辻哲郎、司馬遼太郎、亀井勝一郎、尾崎一雄、會津八一、アーネスト・フェノロサなどの著名な文人が著した奈良を舞台とした文学作品とした。なかでも、明治時代に薬師寺を訪れたアーネスト・フェノロサは、薬師寺三重塔を「凍れる音楽」と表現したといわれている。また、亀井勝一郎は「大和古寺風物誌」のなかで、唐招提寺を「伽藍の交響楽」と賞賛している。このような文人等による評価・表現が多くの人々の心のなかに刻まれ、それらを望む眺望景観をより豊かなものにしている。

■ 奈良を舞台とした近現代の文学作品等の例

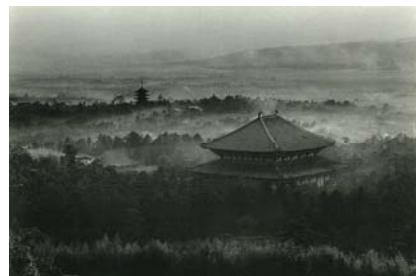
○志賀直哉「奈良」(昭和13年(1938))

「兎に角、奈良は美しい所だ。自然が美しく、残つてゐる建築も美しい。そして二つが互いに溶けあつてゐる点は他に比を見ないと云つて差し支へない。今の奈良は昔の都の一部に過ぎないが、名画の残欠が美しいやうに美しい。」

○和辻哲郎「古寺巡礼」(大正8年(1919))

「大仏殿の屋根は空と同じ蒼い色で、ただこころもち鎧がある。それが艶ろに、空に融け入るように、ふうわりと浮かんでいる。その両端の鶴尾のはのかに、実にはのかに、淡い金色を放っているのが、拝みたいほどありがたく感じられた。」

写真 奈良市出身の写真家入江泰吉は大和路の風景をはじめとした多くの写真を残し、多くの人々が、それらの写真を通して奈良のイメージを形成してきた。特に、西の京大池（勝間田池）からの薬師寺三重塔への写真や奈良ドライブウェイ付近からの東大寺大仏殿への写真などは、これまで多くのパンフレットや情報誌等に使用され、現在も数多くの写真家が訪れている。



「古寺遠望」入江泰吉
1955-1957撮影(奈良市写真美術館蔵)

インベントリー (○○百選や○○八景など)

古くからのインベントリー 南都八景（東大寺鐘、春日野鹿、南円堂藤、猿沢池月、佐保川螢、雲居坂雨、轟橋旅人、三笠山雪）と南都七大寺（うち奈良市域：興福寺、東大寺、西大寺、薬師寺、元興寺、大安寺）がある。

新たに選定されたインベントリー 世界的に位置づけられたものとして、世界遺産登録資産（東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡）がある。また、国内での位置付けとして、以下の例がある。

■ 新たに選定されたインベントリーの例

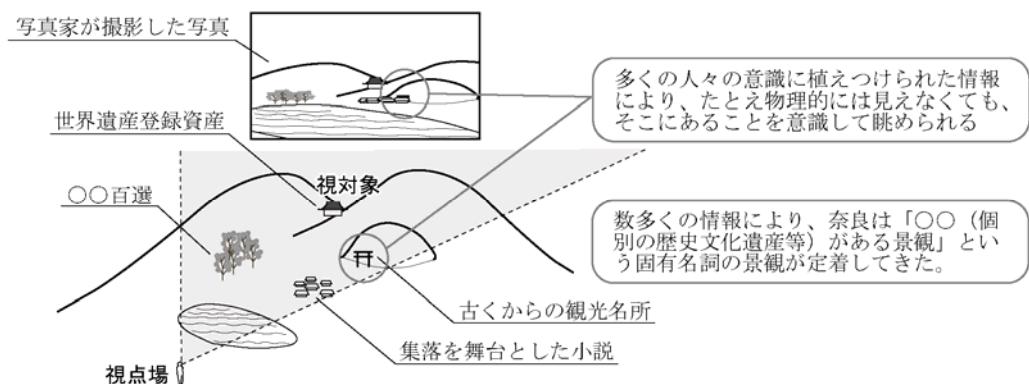
| 名称 | 選定年 | 選定主体 | 情報化された対象 |
|------------------------|-----------------------------|---------------------------------|--|
| 日本の道 100 選 | 昭和 61 年（1986）～昭和 62 年（1987） | 建設省（現国土交通省）等 | ・暗越奈良街道 |
| 新日本観光地百選 | 昭和 62 年（1987） | 読売新聞社 | ・奈良（東大寺、春日大社、平城宮跡、西ノ京、柳生） |
| 日本の都市公園 100 選 | 平成元年（1989） | 緑の文明学会、社団法人日本公園緑地協会 | ・奈良公園 |
| 日本さくら名所 100 選 | 平成 2 年（1990） | 財団法人日本さくらの会 | ・奈良公園 |
| 都市景観 100 選 | 平成 3 年～平成 12 年（2000） | 国土交通省 | ・奈良公園地区（平成 5 年（1993）） ・奈良町地区（平成 8 年（1996）） |
| 歴史の道百選 | 平成 8 年（1996） | 文化庁 | ・柳生街道 |
| 日本の音風景 100 選 | 平成 8 年（1996） | 環境庁（現環境省） | ・春日野の鹿と諸寺の鐘 |
| 公共建築百選 | 平成 10 年（1998） | 建設省（現国土交通省） | ・奈良県新公会堂 ・奈良県本庁舎 ・奈良国立博物館西新館 |
| かおり風景 100 選 | 平成 13 年（2001） | 環境省 | ・ならの墨づくり ・なら燈花会のろうそく |
| 日本遺産・百選 | 平成 14 年（2002） | シンクタンクせとうち総合研究機構 | ・古都奈良の文化財（東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡） |
| 新日本三大夜景 | 平成 15 年（2003） | 新日本三大夜景・夜景 100 選事務局 | ・若草山 |
| 日本の夕陽百選 | 平成 15 年（2003） | 特定非営利活動法人日本列島夕陽と朝日の郷づくり協会 | ・平城宮朱雀門 ・東大寺二月堂 |
| 日本の夜景百選 | 平成 16 年（2004） | 新日本三大夜景・夜景 100 選事務局 | ・若草山 |
| わたしの旅 100 選 | 平成 17 年（2005） | 文化庁 | ・仏教の伝来から民衆の信仰を得るまでの旅（うち奈良市内は東大寺、唐招提寺） 他 4 件 |
| 人と自然が織りなす日本の風景百選 | 平成 17 年（2005） | 名鉄グループ、「人と自然が織りなす日本の風景百選 実行委員会」 | ・薬師寺のある奈良西の京 ・奈良若草山の山焼き |
| 日本の歴史公園 100 選 | 平成 18 年（2006） | 社団法人日本公園緑地協会 | ・奈良公園 |
| 疏水百選 | 平成 18 年（2006） | 農林水産省 | ・大和平野 |
| ヘリテージング 100 選 | 平成 18 年（2006）～平成 19 年（2007） | 毎日新聞社 | ・日本聖公会奈良基督教会礼拝堂 ・JR 旧奈良駅舎 ・奈良ホテル ・奈良国立博物館 |
| 美しい日本の歴史的風土 100 選（特別枠） | 平成 19 年（2007） | 財団法人古都保存財団等 | ・世界文化遺産指定地域「古都奈良の文化財」 |
| 平成百景 | 平成 21 年（2009） | 読売新聞社 | ・奈良の社寺 |

以上より、情報としての景観の観点からみた眺望景観の概念は以下のように整理できる。

情報としての景観の観点からみた眺望景観の概念図

古代のわが国の政治文化の中心地であり、その後、東大寺、興福寺等の社寺を中心に宗教都市として、また、産業都市として展開してきた奈良市には、数多くの歴史文化遺産が残されており、古くから文人歌人をはじめとした数多くの人々が訪れ、和歌や絵画、小説、写真など、数多くの作品を残してきた。そして、近世末期には観光都市としての展開をみせ、数多くの名所案内記や絵図が描かれている。また、近現代に入っても、観光都市として成熟するとともに、テレビドラマの撮影ロケ地として利用されるなど、情報はより多様化し、蓄積されてきた。

これらの情報が多くの人々に、奈良市の景観イメージを植えつけ、固有名詞の景観が定着してきた。そのため、物理的には見えなくとも、事前に植えつけられた情報をもとに「見えるはず」「あそこにあるはず」という想像をもとに眺望景観が享受される点に奈良市の眺望景観の特徴がある。

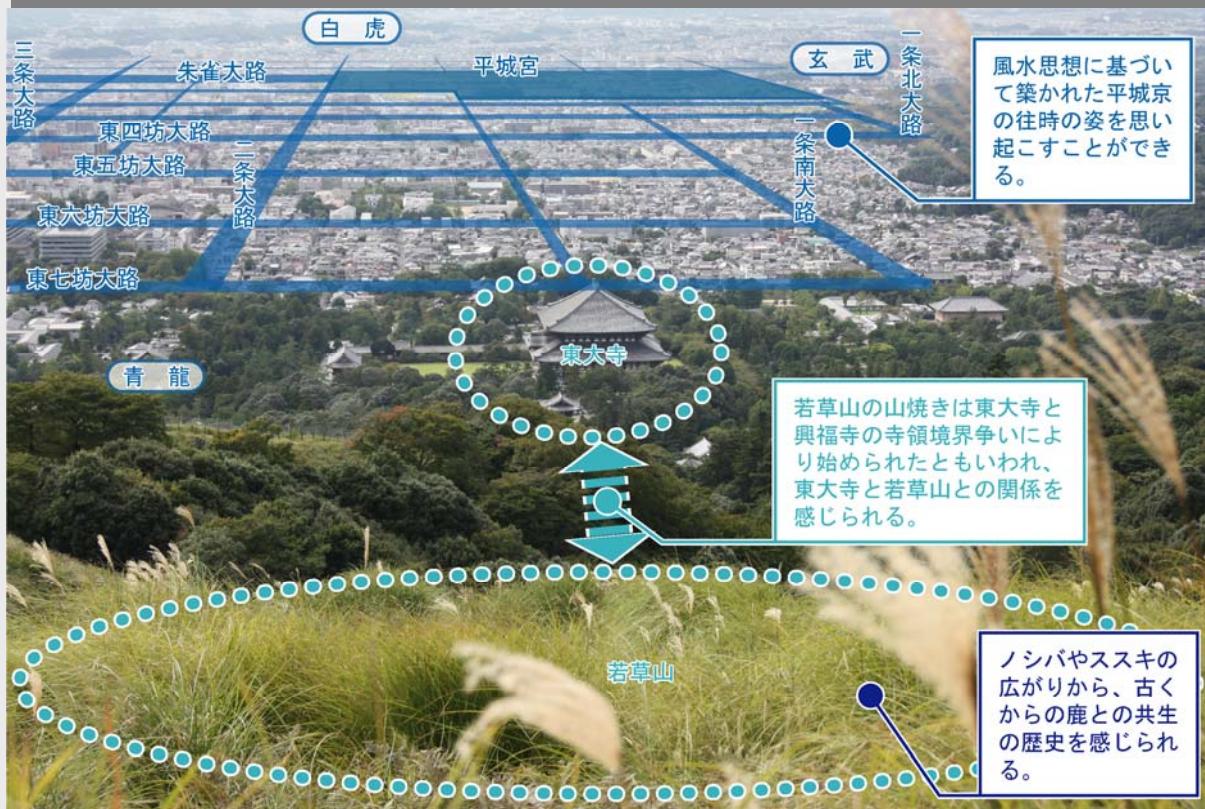


【参考】奈良らしい眺望景観の成り立ちの解説

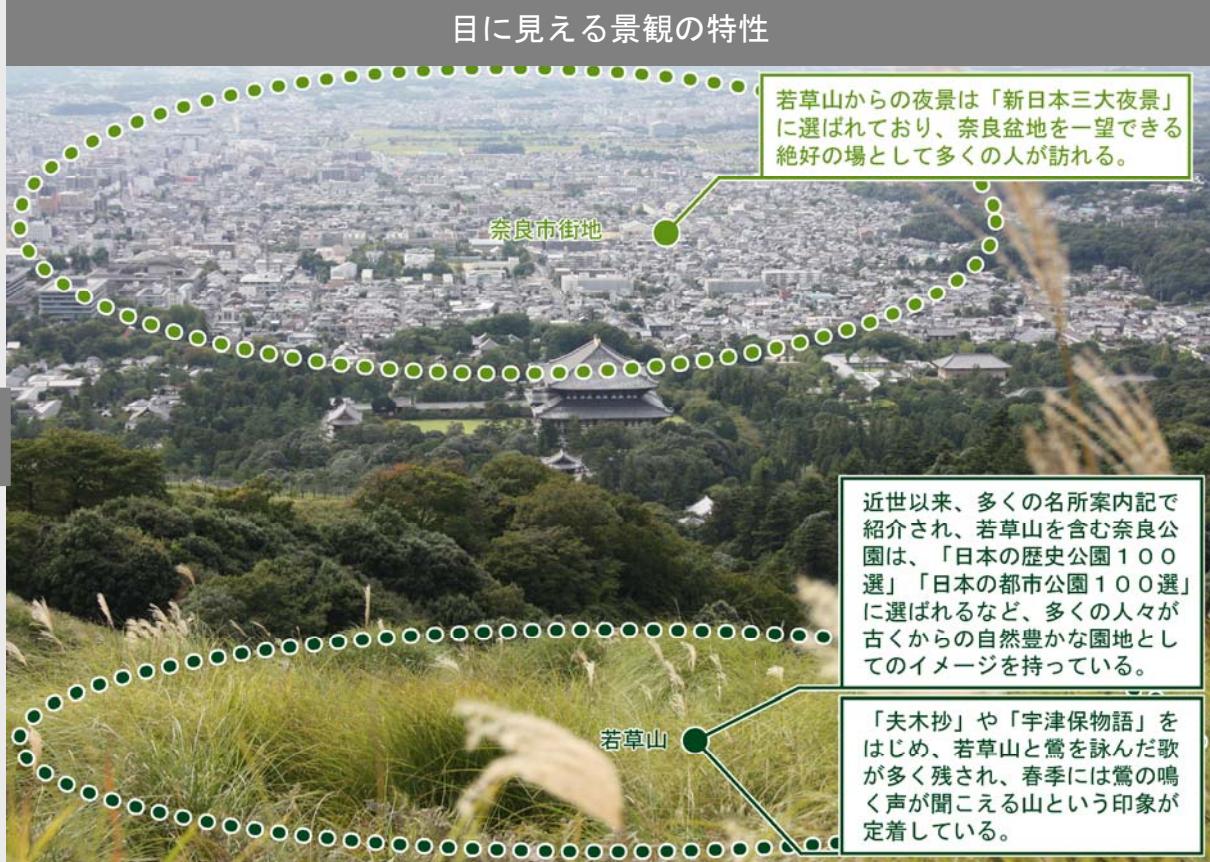
(事例1) 若草山から奈良市街地への眺望



心で感じる景観の特性



目に見える景観の特性



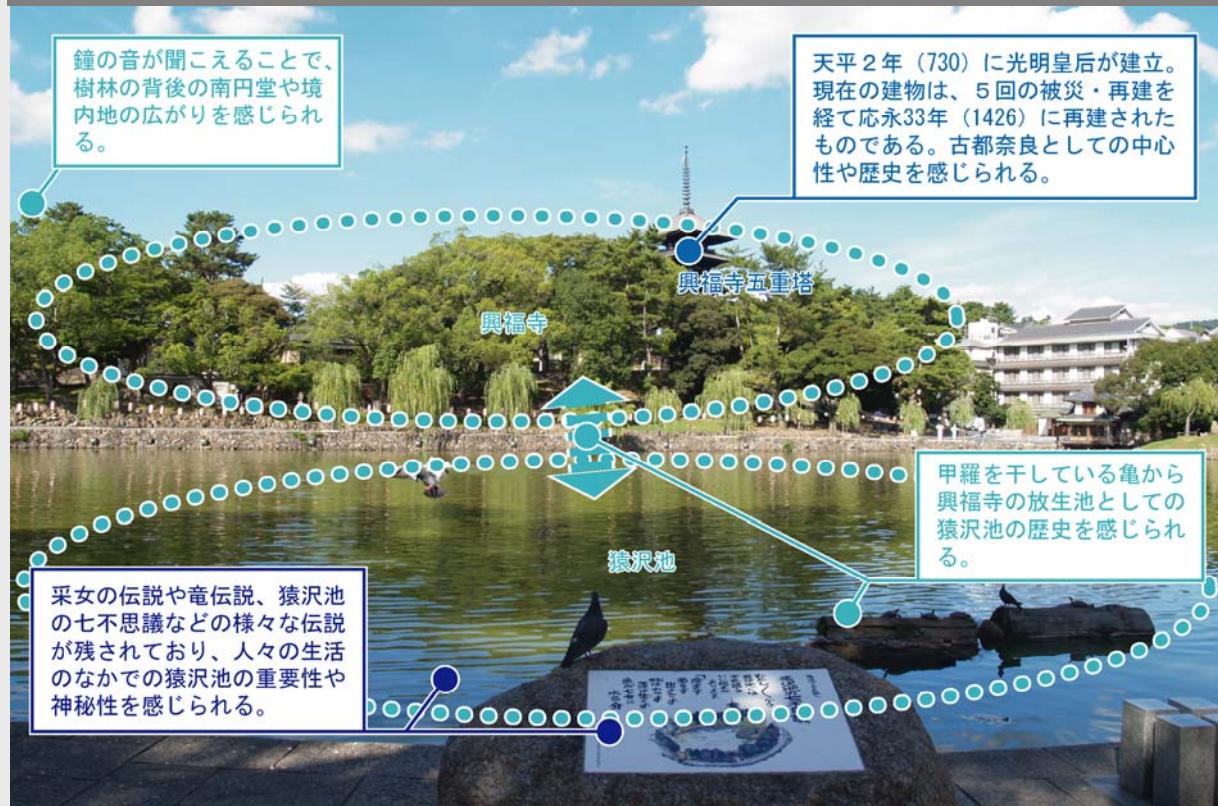
情報としての景観の特性



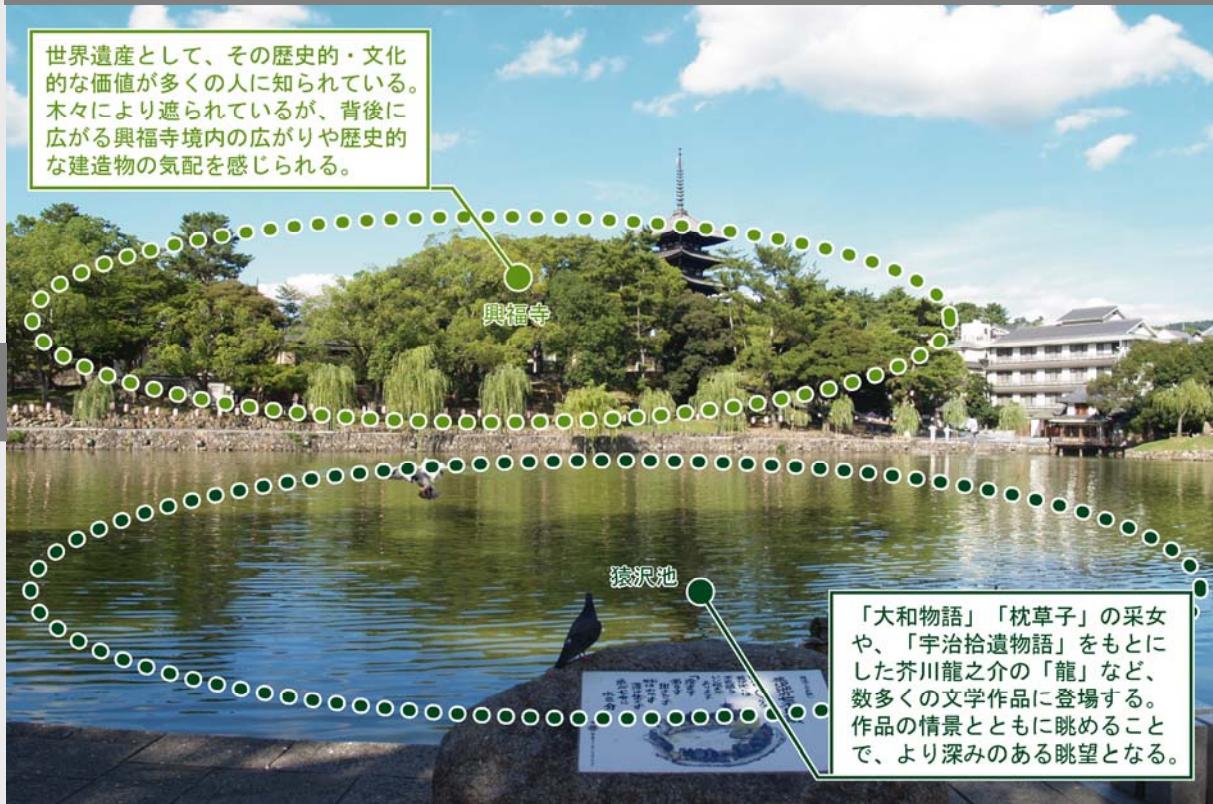
(事例2) 猿沢池畔から興福寺五重塔・南円堂への眺望



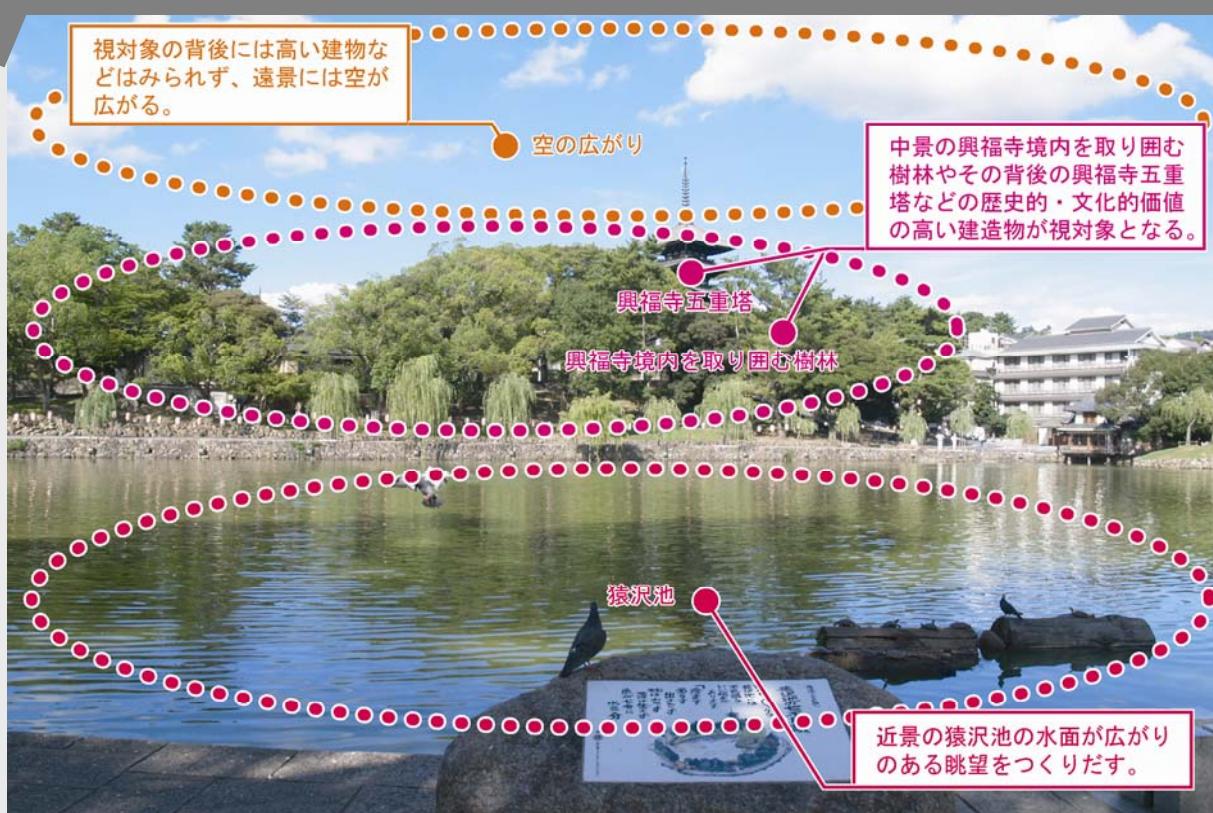
心で感じる景観の特性



目に見える景観の特性



情報としての景観の特性



2. 2 奈良らしい眺望景観のとらえ方

奈良市の眺望景観特性を踏まえ、ここでは奈良らしい眺望景観を以下のようにとらえることとした。

奈良らしい眺望景観のとらえ方

「古都奈良の社寺をはじめとした歴史文化遺産と
周囲をとりまく豊かな自然環境や生活文化が重なり合う
『歴史と文化の奥行き』を感じられる眺望景観」

エリアごとのとらえ方

眺望景観の特徴は、「奈良盆地エリア」「東部山間地エリア」「西部丘陵地エリア」でそれぞれ大きく異なる。それぞれのエリアごとに奈良らしい眺望景観のとらえ方を以下に示す。

(奈良盆地エリア)

東西北の三方を若草山、春日山、西ノ京丘陵などの大和青垣に囲まれた盆地地形のなかに、佐保川、秋篠川などの河川や広がりのある農地などの豊かな自然が広がるとともに、奈良町をはじめとした歴史的市街地などの低層の市街地が広がり、そのなかには、世界遺産をはじめとした数多くの社寺や史跡などの歴史文化遺産が集積している。

「山並み等の自然環境と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土が感じられ、「古都奈良」としての風格と魅力が感じられる眺望景観」

(東部山間地エリア)

四季を彩る山林に囲まれた谷筋や谷底平野を中心に、水田や茶畑、梅林などの農地が広がり、個性豊かな集落が点在している。

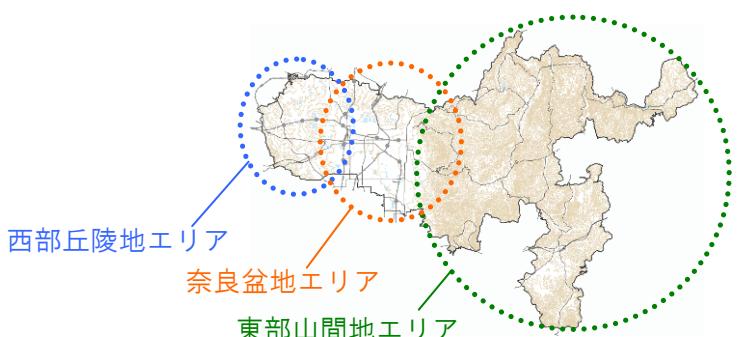
「山林・農地を中心とした豊かな自然と、それらとの関係のもとに形成され、持続してきた集落や歴史的建造物等が織り成す生業や伝統・文化が感じられる眺望景観」

(西部丘陵地エリア)

丘陵上には、奈良市の発展・成熟を支えてきた緑豊かな住宅市街地が広がり、東西方向には山並みを望むことができる。また、富雄川や秋篠川などの河川や南部の水田地域では、広がりのある緑豊かな眺望景観を望むことができる。また、暗越奈良街道沿いなどには、古くから残る集落や社寺、歴史的な建造物なども点在している。

「住宅市街地の家並みや庭木、点在する歴史文化遺産、丘陵地、遠方の山々、河川や農地が織り成す成熟した生活文化と「古都奈良」との一体性を感じられる眺望景観」

【奈良市の眺望景観の特徴に基づくエリア区分】



(※) 眺望景観の6つの類型は、それぞれ各エリアの特徴に応じて、視点場や視対象、眺望空間の性格を変化させた形で表されることとなる。

2. 3 奈良らしい眺望景観の選定の考え方

奈良市にとって期待されていることは、今後、将来にわたって、奈良らしい眺望景観を保全すると同時に、その価値を発信していくことである。そのため、奈良市の市民、行政、事業者等が、良好な眺望景観の価値を認識して、協働で保全・活用に取り組んでいくために、奈良らしい眺望景観を幅広く選定することが求められている。

そこで、これまで示してきた考え方に基づき、奈良らしい眺望景観の選定の考え方を以下のように設定する。なお、奈良らしい眺望景観は、現に良好な眺望景観を呈しているもののみならず、今後、市民の意向と参加に基づいて修景や改善に取り組むことにより、奈良らしい眺望景観となりうるものも選定していくこととする。

奈良らしい眺望景観の選定の考え方

奈良らしい眺望景観のとらえ方に示すエリアごとに、以下の選定基準を設定する。

| エリア | 目に見える景観の特性 | 心で感じる景観の特性 | 情報としての景観の特性 |
|--------------|---|---|---|
| 奈良盆地 エリア | ●古都奈良を代表する歴史文化遺産を視対象に含み、それらが周囲の自然的環境と一体となって歴史的風土を形成していること | ●視点場、視対象、眺望空間の歴史的背景やそれらの相互の関係が、古都奈良を物語る上で欠かせないものであること | ●視点場、視対象、眺望景観が情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきた眺望景観、または、今後、積極的に情報化し、発信していくことが特に望まれる眺望景観であること。 |
| 東部山間地 エリア | ●地域の歴史や文化を物語る上で欠かせない歴史文化遺産や人々の生活や生業により形成された景観地を視対象に含むこと | ●視点場、視対象、眺望空間のいずれかにおいて、地域固有の生業や歴史・文化を感じとることができること | |
| 西部丘陵地 エリア | ●地域のまちづくり活動等の核となる歴史文化遺産や奈良市の発展・成熟を支えてきた緑豊かな住宅地を視対象に含むこと | ●視対象が、古都奈良との関係が感じられるものであること | |

3. 奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標と方針

3. 1 奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標

眺望景観は、それを享受する側（受益者）と保全のために一定の規制等を受ける側（負担者）の利害が必ずしも一致しないことがある。このような条件下で、眺望景観の保全・活用を効果的に推進していくためには、部門や分野、主体区分を超え、市民・事業者・行政等が眺望景観の価値を共有し、協働で取り組むことが求められる。また、眺望景観の保全・活用を通じて、豊かな市民生活や奈良市の活力を支える奈良市固有の歴史文化を将来世代に伝えることが求められる。

そこで、奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標を以下のように設定する。

奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標

市民、事業者、行政のそれぞれが、奈良らしい眺望景観の特質を理解し、
協働で保全活用に取り組むことにより、
奈良の歴史、文化、自然を将来世代に引き継いでいく

3. 2 奈良らしい眺望景観の保全・活用の基本方針

奈良らしい眺望景観の保全・活用の目標を実現化していくため、以下の4つの基本方針を設定する。

奈良らしい眺望景観の保全・活用の基本方針

【基本方針1】五感で感じられる眺望景観を保全・形成する

「目で見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観の特性」奈良らしい眺望景観の3つの特性を活かした眺望景観の保全・形成を推進する。

具体的には、視対象となる歴史文化遺産の保存やそれらと一体となって歴史的風土を形成している農地や山並み等の保全を図るとともに、眺望空間における建築物等の高さや形態意匠、色彩の規制などを通じて、視覚的に良好な眺望景観を保全・形成していく。さらに、興福寺の鐘の音や春日山の静けさと鳥や虫の声などの聴覚、春日山原始林の湿気などの肌で感じるもの触覚、法論味噌や奈良漬、大和茶、菓子などの奈良の特産品等を味わいながら眺めを楽しむ味覚、奈良町の墨や線香の香りなどの嗅覚といった、五感を通じて奈良の眺望景観を感じられるよう、関連する各分野との連携を図りながら、規制や誘導、情報発信などを推進していく。このことにより、年齢や国籍、身体の障がいの有無に関わらず、奈良の眺望景観の素晴らしさを感じられるよう保全・形成を図る。

【基本方針2】眺望景観を観光やまちづくりに活用する

奈良らしい眺望景観を観光やまちづくりに積極的に活用し、地域の活性化や市民生活の質の向上を図る。

具体的には、眺望景観を観光資源として位置付け、案内板の設置や眺望景観をゆっくりと享受できる視点場の整備、視点場へのアクセス道の整備などを行なうとともに、その他の視点場や観光資源とを結ぶ新たな観光ルートの設定などを推進する。また、市ホームページ等において、「奈良らしい眺望景観の楽しみ方」（目で見える景観の特性、心で感じる景観の特性、情報としての景観の特性）を分かり易く解説した情報を発信するなど、より多くの人々が眺望景観の本質的な価値を理解し、深く味わい、また奈良を訪れたいと思えるような仕掛けづくりを推進する。また、若草山の山焼きや燈花会、夕日や夜景、桜並木や梅林など、特定の行事や季節、時間帯でさらに魅力を増し、より多くの人々が目にし、感じる眺望景観については、それぞれの行事や季節、時間帯などにも十分に配慮した保全を図ることとする。さらに、眺望景観は視点場周辺の町並みや自然環境と一体となってこそ、多くの人々が訪れたいと思う魅力的な観光資源となることから、視点場周辺地域におけるまちづくりの取り組みとの連携を推進する。

【基本方針3】 眺望景観の特徴に応じた保全・活用を推進する

奈良らしい眺望景観は地域や眺望の特性に基づいてさまざまな形で現れるものであるため、それぞれの眺望景観の特徴に応じた保全・活用の取り組みを推進する。

具体的には、「眺望景観の類型」ならびに「奈良らしい眺望景観のエリア区分」に応じた以下の方針に基づき、眺望景観の保全・活用を推進する。

～眺望景観の類型別の方針～

類型I. 見下ろし型眺望景観

近景から中景にかけての視界を遮る建築物の建築等の規制や形態・意匠・色彩の誘導などにより、広がりのある景観の保全に努める。また、視点場は、良好な眺望景観を享受できる場であるとともに、見られる対象になることを十分に考慮した整備を進める。

類型II. 広がり型眺望景観

近景に広がる農地や水面などを保全するとともに、視対象への視界を遮る又は背後に映りこむ建築物や工作物の規制や形態・意匠・色彩の誘導などにより、広がりのある景観を保全する。農地と市街地など、異なる土地利用の際（きわ）の景観の形成を進める。

類型III. 見通し型眺望景観

沿道の歴史的な建築物や河川沿いの樹木等の保全、建築物の形態・意匠・色彩の誘導、樹木・樹林等の適切な管理を行い、視対象への美しい軸線を保全する。視対象へ近づくなかでの景観の継起的な変化に配慮し、視点場から視対象への一連のつながりを意識した景観の形成を進める。

類型IV. 境内地・史跡地型眺望景観

社寺境内等の視点場の適切な管理を進め、建造物と周囲の自然環境との関係性を考慮した一体的な保存に取り組み、古都奈良の歴史的風土を感じられる場に相応しい空間として保全・整備を進める。

類型V. 導入路・玄関口型眺望景観

視点の移動に伴う景観の継起的な変化のなかで、奈良に来たことを感じられる一連の景観のつながりや空間の構成を保全する。奈良の導入路や玄関口として相応しくない形態意匠の建築物等の修景を進める。旧街道や古道の道路の美装化等などを通じ、歴史的な奈良への入口ということを多くの人が認識できるような整備を進める。

類型VI. 生活・生業型眺望景観

生活・生業の香りや音などを通じ、視対象・眺望空間と一体的な雰囲気を醸し出せる視点場を保全する。農業施策との連携による産業振興や祭礼の継承等を通じ、生業や文化を感じられる文化的な景観を保全する。

～奈良らしい眺望景観のエリア区別の方針～

「奈良盆地エリア」「東部山間地エリア」「西部丘陵地エリア」の3つのエリアごとに眺望景観の特徴(奈良らしい眺望景観のエリアごとのとらえ方)に応じた保全・活用を進めていくことを基本とする。

【基本方針4】 多様な主体が連携して、眺望景観の保全・活用を担う

眺望景観は、その空間的な広がりから、多様な要素が映り込み、それらが相互に関係し合って形成されているものであることから、多様な主体が連携して保全・活用に取り組んでいく。

具体的には、行政は、市民や事業者に対して、本計画の内容を周知し、勉強会や講座、シンポジウムなど、多様な方法で市民への情報の提供や景観意識の向上に向けた取り組みを継続して実施していくこととする。また、学校教育や生涯学習等と連携した眺望景観の保全・活用の担い手の育成や、奈良への来訪者を案内する観光ボランティアガイドの育成を支援していくこととする。一方、市民や事業者においては、行政が行う勉強会や講座、シンポジウムなどに積極的に参加し、行政の取り組みを理解し、協力していく。さらに、自ら眺望景観について考え、身の回りの景観づくりに取り組むとともに、眺望景観の保全・活用に向けた市民団体等の取り組みに積極的に参加していくよう努めることとする。

行政内では、本計画の内容を周知し、景観部局、都市計画部局、建設部局、農林部局、観光部局、文化財部局が連携して保全・活用の取り組みを推進することを基本とし、必要に応じて、国や県、その他の関連部局と調整を図っていくこととする。また、既存の法制度や計画などとの調整・整合を図り、都市構造や景観の連続性・まとまりに配慮した保全を推進していく。

4. 奈良らしい眺望景観の保全・活用の進め方

4. 1 奈良らしい眺望景観の保全・活用方策

眺望景観の保全・活用にあたって考えられる課題を「守るための課題」「整えるための課題」「活かすための課題」に分けて整理し、課題ごとの施策の方向性を以下に示す。今後は、施策の方向性に基づき、重点的に保全・活用に取り組む眺望景観ならびに関係機関との調整や住民の合意等の図れる眺望景観から順次保全・活用施策を講じていくこととする。

■ 守るための課題

| 課題の種類 | 課題（阻害のおそれがある） | 施策の方向性 | 記号 |
|------------------------------|--|--|-----|
| 建築物・工作物・屋外広告物等の規模・形態・意匠等について | 視対象の前景や背景に不調和な建築物等が入りこむおそれがある。 | ●高さ規制の強化など | A-1 |
| | 塔屋や屋上広告物等の形態・意匠・色彩が、眺望景観を阻害するおそれがある。 | ●塔屋部の形態・意匠の制限 ●景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導など | A-2 |
| | 周囲と調和しない形態・意匠の建築物等が建築されるおそれがある。 | ●景観形成重点地区の指定などによる景観の誘導など | A-3 |
| | 幟や屋外広告物等の乱立のおそれがある。 | ●景観保全型広告等整備地区の指定、屋外広告物禁止区域の追加指定など | A-4 |
| 土地利用について | 農地転用により農地の広がり感が失われたり、大規模な建築物等が立地し、眺望景観を大きく変化させるおそれがある。 | ●都市計画区域外における土地利用計画の策定 ●農空間保全のための制度創設 ●歴史的風土保存区域の新たな指定や歴史的風土特別保存地区への格上げに向けた検討など | B-1 |
| | 水面の埋立てや資材置場等の立地などにより、広がりのある眺望景観が失われるおそれがある。 | ●景観形成重点地区の指定などによる行為の規制、景観の誘導など | B-2 |
| | 農地転用などにより、市街地と農地の際（きわ）の景観が乱れ、眺望景観を阻害するおそれがある。 | ●緑化規定の追加などによる土地利用の際（きわ）の景観形成など | B-3 |
| 公共建築物・工作物等の規模・形態・意匠等について | 公共建築物等が建設され、眺望景観を阻害するおそれがある。 | ●眺望景観に配慮した事業の実施など | C-1 |
| | 道路標識や案内板等の道路施設が眺望景観を阻害するおそれがある。 | ●景観重要公共施設として整備方針を設定するなど、眺望の視点から道路標識や案内板などの設置方法についての規定の整備など | C-2 |
| 歴史的な建築物・工作物等について | 町家や農家住宅、石畳、石積みや練堀・土堀などの歴史的な建築物や工作物が失われていくおそれがある。 | ●景観重要建造物等の指定など、歴史的な建築物や工作物等の保全制度の活用など | D-1 |
| 自然環境について | 庭木や生垣が伐採、枯死、又は繁茂して眺望景観が変容するおそれがある。 | ●景観重要樹木の指定や庭木・生垣助成などによる庭木や生垣等の適切な管理の推進など | E-1 |
| | 街路樹や並木の繁茂や強剪定などにより、眺望景観が変容するおそれがある。 | ●景観重要公共施設としての整備方針や剪定方針の設定等による街路樹や並木等の適切な管理の推進など | E-2 |
| | 山林の立ち枯れ、樹林や草木の繁茂、植生の変容などにより、眺望景観が変容するおそれがある。 | ●森林再生事業の実施や市民参加型の森林管理などによる山林・樹林地・草地等の適切な管理の推進 | E-3 |
| | 水質の悪化や水生生物などの減少により、眺望景観が変容するおそれがある。 | ●各種事業や市民参加型の清掃・管理等による水質保全の推進 | E-4 |
| | 作付作物の変化や耕作放棄、農地転用などにより、眺望景観が変容するおそれがある。 | ●農業振興等の生産支援等の推進など | E-5 |

■ 整えるための課題

| 課題の種類 | 課題（阻害の実態がある） | 施策の方向性 | 記号 |
|------------------------------|---|--|-----|
| 建築物・工作物・屋外広告物等の規模・形態・意匠等について | 視対象の前景や背景に不調和な建築物等が入りこんでいる。 | ●当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定 ●必要な場合は、所有者等との協議及び補助による除去の推進など | F-1 |
| | 塔屋や屋上広告物等の形態・意匠・色彩が、眺望景観を阻害している。 | ●当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定など | F-2 |
| | 周囲と調和しない形態・意匠の建築物等が眺望景観の質を低下させている。 | ●当該建築物等の今後の建替等の際に景観に配慮されるよう、行為の制限や基準等の設定など | F-3 |
| | 幟や屋外広告物等が乱立し眺望景観の質を低下させている。 | ●景観保全型広告等整備地区の指定、屋外広告物禁止区域の追加指定 ●集合看板の設置の推進など | F-4 |
| 土地利用について | 農地転用による建築物等が農地のなかに存在し、眺望景観の質を低下させている。 | ●土地利用の際（きわ）の景観づくりの誘導 ●必要な場合は、所有者等との協議及び補助による修景の推進など | G-1 |
| 公共建築物・工作物等の高さ・規模・形態・意匠 | 電線類などの道路施設が眺望景観の質を低下させている。 | ●電線類の地中化の推進など | H-1 |
| | 大規模な構造物等が眺望景観の質を低下させている。 | ●眺望景観の阻害感を軽減するような修景の実施など | H-2 |
| 自然的環境について | 山林の立ち枯れ、樹林や草木の繁茂、植生の変容などがみられ眺望景観の質を低下させている。 | ●森林再生事業の実施や市民参加型の森林管理などによる山林・樹林地・草地等の適切な管理の推進など | I-1 |

■ 活かすための課題

| 課題の種類 | 課題の内容 | 施策の方向性 | 記号 |
|---------------|---------------------------------|---|-----|
| 眺望景観の認知について | 眺望景観として十分に認知・認識されていない。親しまれていない。 | ●観光マップ等と連携した情報発信 ●心で感じる景観の特性を意識した案内板の設置や情報発信など | J-1 |
| 視点場の整備について | 視点場が十分に整備されていない。 | ●案内板や休憩施設の整備などの視点場整備事業の実施など | K-1 |
| 視点場へのアクセスについて | アクセスが整っていない。 | ●周囲の資産の発掘の推進及びそれらと一体となった観光ルートの設定とアクセス道の整備など | L-1 |

4. 2 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観の選定による重点的な施策展開

奈良らしい眺望景観は、いずれも奈良市にとって大切な眺望景観であり、保全・活用に努めていくことが求められる。

しかし、そのなかには、視点場・視対象・眺望空間の大半が、既に文化財保護法に基づき、史跡や名勝の区域や古都法に基づく歴史的風土特別保存地区の区域に含まれるなど、既に十分な保全施策が図られている眺望景観もある。一方、眺望景観を阻害する建築物や工作物が建てられるおそれが高い眺望景観や、既に眺望景観が阻害されており、修復や改善に向けた取り組みを早急に進めなければならない眺望景観もみられる。また、一方では、市民が主体となって眺望景観の保全・活用に取り組み、地域の資産として積極的にまちづくりに活用していくことが求められる。

そこで、以下の選定の考え方に基づき、重点的に保全・活用に取り組む眺望景観を選定し、優先的かつ重点的に眺望景観の保全・活用を推進することとする。

重点的に保全活用に取り組む眺望景観の選定の考え方

重点的に保全活用に取り組む眺望景観は、次の各項目への適合状況を勘案して、奈良らしい眺望景観のなかから選定することとする。

- 1 「目に見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観の特性」からみて、特に奈良らしいと認められる眺望景観であること
- 2 「守るための課題」「整えるための課題」「活かすための課題」からみて、特に重点的に保全活用に取り組むべき眺望景観であること
- 3 視点場周辺における住民活動等と一体的に取り組むことにより、より効果的なまちづくりが期待できる眺望景観であること

なお、選定にあたっては、選定方針1及び2への適合状況を踏まえ、選定方針3に示す地域におけるまちづくりの取り組み状況や眺望景観が人々に与える影響、市の景観施策や関連施策の状況、市民意見等を勘案して総合的に判断することとする。

選定された重点的に保全・活用に取り組む眺望景観は、適切な保全及び活用を進めるため、眺望景観保全活用計画を定めることとする。

■ 重点的に保全・活用に取り組む眺望景観の選定の考え方の解説

1 「目に見える景観の特性」「心で感じる景観の特性」「情報としての景観の特性」からみて、特に奈良らしいと認められる眺望景観

以下の1-1～1-3に掲げる各評価指針への適合状況をもとに総合的に評価することとする。

1-1 目に見える景観の特性

市民をはじめとした多くの人々が、眺望景観の重要性を共有するためには、眺望景観のなかで視認できる歴史文化遺産の重要性の共有化が不可欠である。従って、以下を評価指針として設定する。

- ・眺望景観のなかに「歴史的建造物」「自然的環境」「史跡地」などの多くの人々が目にする奈良市を代表する歴史文化遺産が含まれていること。

1-2 心で感じる景観の特性

歴史的背景や祭礼・行事、説話・伝承などにより、眺望景観を構成する各要素のつながりが感じられることが重要である。従って、以下を評価指針として設定する。

- ・「歴史的背景」「民俗文化・生活文化や説話・伝承」が眺望景観の構成要素の関係に反映し、多くの特徴を有していること。

1-3 情報としての景観の特性

多くの人々が奈良市の景観イメージを代表する眺望景観であると認識していることが求められる。従って、以下を評価指針として設定する。

- ・これまで視対象又は眺望景観が様々な形で情報化され、奈良市の景観イメージを形成してきたものであること。

2 「守るための課題」「整えるための課題」「活かすための課題」からみて、特に重点的に保全・活用に取り組むべき眺望景観

奈良市の眺望景観を代表する眺望景観で、より保全・活用を増進させるべき眺望景観、阻害のおそれの高い眺望景観で重点的な保全・活用施策を講じるべき眺望景観、既に阻害されている眺望景観で修景に取り組むべき眺望景観の3つの観点で選定する。

- ・保全・活用の課題がとりわけ重要と判断されること。
なお、奈良市の眺望景観を代表する眺望景観であるが、保全・活用策に緊急性を有さないと認められる眺望景観は選定しないこともある。

3 視点場や眺望空間周辺における住民活動等と連携することにより、より効果的な保全・活用が期待できる眺望景観

市民が主体となり、また、周囲の資産等と一体的に保全・活用することにより、地域の魅力を総合的に向上していくことが求められる。従って、眺望景観の選定にあたっては、以下の項目への該当状況ならびに今後の取り組みの可能性等を加味することとする。

- ・視点場周辺において、地区整備計画の策定や協定の締結などにより、住民が主体的に景観づくりに取り組んでいる、または今後の取り組みが期待できること。
- ・「景観づくり協議会」や「景観形成市民団体」などの市民団体やまちづくり協議会、NPO法人等が、現に景観づくりに取り組んでいる、または今後の取り組みが期待できること。